

2025年度  
基本資料



5 0 1

一般社団法人 小牧青年会議所

# 【目次】

	ページ
◆ 2021年宣言	1
◆ 2025年度スローガン	2
◆ JC宣言	
◆ 綱領	
◆ The Creed Of Junior Chamber International	3
◆ JCI綱領	
◆ JCI MISSION	4
◆ JCI VISION	
◆ JCソング	5
◆ 若い我等	
◆ 明日のために	
◆ 小牧市民憲章	6
◆ 理事長所信	7
◆ 三役抱負	11
◆ 委員会事業計画	16
◆ 収支予算書	21
◆ 組織図	24
◆ 年間スケジュール	25
◆ 出向者一覧	26
◆ 日本青年会議所会頭所信	27
◆ 愛知ブロック協議会会長所信	36
◆ (一社)小牧青年会議所 定款	47
◆ (一社)小牧青年会議所 運営規定	60
◆ (一社)小牧青年会議所 資格規定	64
◆ (一社)小牧青年会議所 役員選任の方法に関する規定	68
◆ (一社)小牧青年会議所 庶務規定	70
◆ (一社)小牧青年会議所 事務局職員規定	73
◆ (一社)小牧青年会議所 名称使用等に関する規定	76
◆ (一社)小牧青年会議所 ホームページ公開規定	78
◆ (一社)小牧青年会議所 安否確認モデル	81

## 一般社団法人小牧青年会議所『2021年宣言』

**我々小牧青年会議所は  
地域を想うパートナーシップの輪を拡げ  
一人ひとりが光り輝く小牧を目指し  
誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します。**

### 『2021年宣言』解説文

#### 「地域を思うパートナーシップの輪を拡げ」

志を同じくする仲間を増やすとともに、活動の場は違って小牧を想う同志との協働を通じて、私たちはより多くの地域課題を解決していくことができます。私たちは誰一人取り残されない社会を実現する為にパートナーシップの輪を拡げ活動をしていきます。

#### 「一人ひとりが光り輝く小牧を目指し」

一人ひとりが違う色、違う大きさ、違う場所で光り、輝きを放つことができるまち。つまり、市民一人ひとりが個性を発揮し、いきいきと活躍することができれば、小牧は愛され続けるまちになります。一人の笑顔や輝きが小牧を明るく照らし、一人ひとりの笑顔が運ぶ幸せが小牧を更に豊かにします。私たちは、小牧の誰もが光り輝くまちになるよう運動を発信していきます。

#### 「誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します」

すべての人々が笑顔で暮らすことのできるまち、それが「心豊かに暮らせる」世界です。ひとりの笑顔が誰かの幸せを創り、誰かの幸せが更に周りの笑顔を創っていく、そんな人のつながりが次代の小牧には必要です。人を想う優しさや、人の幸せを願う心が溢れることで、私たちの住み暮らすまちが笑顔で溢れていく、これが私たちの目指す誰一人取り残さない世界の創造につながります。

**All Izz Well**  
**～無限の可能性を信じて～**

**「JC宣言」**

**日本の青年会議所は**  
**希望をもたらす変革の起点として**  
**輝く個性が調和する未来を描き**  
**社会の課題を解決することで**  
**持続可能な地域を創ることを誓う**

**綱 領**

われわれJayceeは、  
社会的、国家的、国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者 相集い 力を合わせ  
青年としての  
英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう

## ***The Creed Of Junior Chamber International***

***We Believe:***

***That faith in God gives meaning and purpose  
to human life;***

***That the brotherhood of man transcends the  
sovereignty of nations;***

***That economic justice can best  
be won by free men through free enterprise;***

***That government should be of laws rather  
than of men;***

***That earth's great treasure lies in human  
personality; and***

***That service to humanity is the best work of  
life.***

### JCI綱領

我々はかく信じる：

「真理は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家による統治を超越し

公正な経済は我々の自由な

経済活動によってこそ果たされ

政府には人治ではなく法治が必要であり

人類の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最大の使命である」

## **JCI MISSION**

**To provide leadership  
development opportunities  
that empower young people  
to create positive change**

【日本語訳】

JCIのミッション

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために  
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

## **JCI VISION**

**To be the foremost global network of  
young leaders**

【日本語訳】

JCIのビジョン

青年会議所が、若きリーダーの  
国際的ネットワークを先導する組織となる。

## JCCソング

### 一、 JCC JCC JCC

せかい むす わか ちから  
世界を結ぶ 若き団結

あたらし よ のぞみ  
新しき世紀の 希望となりて

とわ さか われら つど  
永久に繁栄えん 我等の集い

### 二、 JCC JCC JCC

ほうし りそふ もと  
奉仕の理想 探求めつつ

くに あゆみ ちから  
祖国の進歩の 力となりて

さきが われら つど  
先駆けゆかん 我等の集い

## 若い我等

### 一、 若い我らが 手を取り合つて

進む行手の 青い空に  
輝くJCC 明るい希望  
足なみをそろえて  
行こうじゃないか

### 二、 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽くす 楽しさこそ  
JCCの理想だ 新しい日だ  
足なみをそろえて  
行こうじゃないか

### 三、 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて  
JCCの仲間は 皆信じあう  
足なみをそろえて  
行こうじゃないか

## 明日のために

### 一、 若さと若さが 手を結び

明日にいつも 向うのだ  
豊かな未来 めざしつつ  
日本の道を 創ろうよ  
行こうJAYCEE  
明日のために

### 二、 心と心をつなぎ合い

大きな虹を かけるのだ  
生きてることの 喜びを  
すべての人に 投げかけて  
行こうJAYCEE  
明日のために

### 三、 命と命が 満ちあふれ

光となつて 燃えるのだ  
世界の窓に 一つの日も  
希望の夢は はばたくよ  
行こうJAYCEE  
明日のために

## 小牧市民憲章

先導 小牧市民憲章わたくしたち小牧  
市民は、小牧を

1（ひとつ）

唱和 健康で生きがいのある明るいまちに  
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 感謝と思いやりのあるあたたかい  
まちにしましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 緑とやすらぎのある美しいまちに  
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 高い文化と教養のある豊かなまちに  
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 希望と働く喜びのある活気あふれる  
まちにしましょう。





一般社団法人 小牧青年会議所  
2025年度 理事長所信

第54代理事長

舟橋 拓馬

### 【はじめに】

1910年、アメリカのミズーリ州セントルイスで、JCは産声を上げました。その理念と運動は国境を越え、1944年には国際青年会議所が発足しました。

日本では、1949年、戦後間もない東京において「新日本の再建は青年の責務である」という理念のもと、のちに東京青年会議所となる東京青年商工会議所が創設され、その理念に呼応した日本各地の青年の手によって各地青年会議所が生まれ、1951年には日本青年会議所が設立されました。

日本青年会議所は1951年に国際青年会議所に加盟することとなりましたが、異なる時、異なる場所、異なる経緯で生まれたはずの「青年会議所」は、なぜ手を取り合うことができたのでしょうか。

この問いに対する答えはいくつもあるかとは思いますが。私なりに「答え」を提示するのであれば、いずれの組織も「青年の力」を強く信じ、青年の結束が世界によりよい変化をもたらすという確信を持っていたからということになります。

彼らが信じた「青年の力」とは何なのでしょう。

「青年の力」によって何を実現すべきなのでしょう。

青年会議所が果たすべき使命、目指すべき姿について言及する指針は数多く存在します。我々が日頃セレモニーで唱和するJCI CREED、JCI MISSION、JCI VISION、JC宣言、綱領、小牧青年会議所であれば、一般社団法人小牧青年会議所2021年宣言や小牧市民憲章を含めることもできるでしょう。

こうした指針を踏まえて、私なりに「青年の力」とは何か、「青年の力」によって何を実現すべきか考え、次のような答えを持つに至りました。

「青年の力」とは現実に挑み、変革を起こす力である。

「青年の力」によって実現すべきは、誰もが現実に挑むことができ、自らが望む未来を手にすることができるのだという自信で周囲の人々を充たし、社会を、世界を、活気で充たすことである。

そして、青年が集う青年会議所が果たすべき役割とは、青年が自身に宿る力を発揮することができるよう鼓舞し、能力を開発する機会を与え、周囲の人と手を取り合って現実に挑むことができるように、互いに高め合い、助け合い、ときに競い合うことのできる機会を提供し、その運動をもって社会に活力を与えることである。

### 【第58回愛知ブロック大会について】

2025年は小牧市が市制70周年を迎える記念すべき年であるとともに、数年前から誘致を図ってきた第58回愛知ブロック大会の主管LOMを務める、LOMにとっても非常に重要な年です。

愛知ブロック大会は公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会の最大の運動発信の場と位置付けられる大会です。

それと同時に、主管LOMにとっては、自分たちが済み暮らす地域の魅力を来場者に向けて発信する機会であり、市民に青年会議所の運動について認知していただき、青年会議所への期待感を高める絶好の機会でもあります。

そのため、愛知ブロック協議会と密に連携をとり、その運動発信の機会を最大限活用できる環境を整えるとともに、主管LOMとして、地域の魅力を発信し、市民の方々に対して青年会議所に対する期待感を高めていただけるような大会を構築する必要があります。

では、主管LOMとして何をすれば地域の魅力を伝えることができるのでしょうか。市民の青年会議所に対する期待感を高めることができるのでしょうか。

こういった場面こそ、「青年の力」が発揮されることが求められる場面です。

具体的には、現在知られている既存の地域の魅力については、視点を変えて新たな価値を付与する、あるいは、新たに地域の魅力となる事業を構築することで、我々には「今、ここにあるもの」を変えることのできる力があることを示し、そこに市民が関わることができる機会を創出する必要があります。

そうした機会を創出することは、市民に対して自身の住み暮らす地域への愛着と自信を醸成し、地域を活気づけることにつながりません。

それこそが、地域の魅力を伝えるとともに、市民の青年会議所に  
対する期待感を高めることに他なりません。

小牧に、愛知に、我々の持つ力を見せつけてやりましょう。

#### 【愛知ブロック大会に向けた広報活動について】

さて、来場者の記憶に残り、その意識を変革につながるような、  
そんな「優れた」大会を構築することができたとして、それで愛知  
ブロック大会の意義を果たせたと言えるのでしょうか。

実際に大会に参加していただくことができなければ、どれほど優  
れた大会を構築できたとしても、地域の魅力を伝えることも、市民  
に青年会議所のことを認知していただくことも、期待感を抱いてい  
ただくこともできません。

では、どうすれば多くの市民に大会に参加していただくことが  
できるのでしょうか。

人は、興味関心のあるものに積極的に関わろうとします。そし  
て、自分自身や周囲の人に関係があると感じるもの、あるいは、頻  
繁に触れる機会があり、変化が目に見えるために、この先どうなる  
のか気になってしまうものに対して、人は興味関心を持ちます。

市民に対して愛知ブロック大会や、それに関連する各種事業が市  
民の生活とどのような関係があるのか、どのような影響をもたらす  
のかを様々な視点から提示することや、継続的な情報を発信するこ  
とで青年会議所に関する情報を頻繁に目にする環境を作り出すこと  
で、市民の興味関心を喚起することができます。

そうした環境を整えることが、多くの市民に愛知ブロック大会に  
参加していただくこと、ひいては青年会議所の運動発信に興味関心  
を持っていただくことにつながります。

市民の興味関心を引き出し、多くの市民を巻き込んでやりましょ  
う。

#### 【一般社団法人小牧青年会議所メンバーの意識高揚について】

愛知ブロック大会の主管LOMを務めることは、LOMにとって大きな  
成長の機会でもありますが、LOMメンバーに相応の負荷が生じる面  
があることは否めません。

そのような負荷に押しつぶされ、前向きにかかわろうとする気持  
ちが後退してしまえば、事業構築や当日の運営にもよくない影響を  
与えてしまうものであり、かえってLOMの衰退を招いてしまう危険  
もあります。

では、どうすればLOMメンバーは前向きにかかわろうとする気持

ちをもち続けることができるのでしょうか。

人が意欲を失うのは、自分が何をしているのか、自分がしていることに意味があるのかが分からなくなってしまうときであり、どれほど真剣に取り組んでいる人でも、ふとした瞬間にこうした疑問が頭をよぎってしまうことがあります。

こうした事態を避けるためには、主管LOMとして愛知ブロック大会を成功させたときのビジョンをLOMメンバーで共有するとともに、日頃からメンバー同士で声を掛け合って、互いに鼓舞しあえる環境をつくることが重要です。

そうした環境を整えることは、LOMメンバーが一丸となって愛知ブロック大会に臨むために必要であり、愛知ブロック大会の成功につながります。

LOMメンバーの結束力をもって重圧を押しつけ、思いっきり成長してやりましょう。

### 【会員拡大について】

これまではブロック大会に関する事柄について述べてきました。では、2025年度の一般社団法人小牧青年会議所の役割は、第58回愛知ブロック大会について、事業構築、運営を行うことだけでよいのでしょうか。

もちろん、違います。

青年会議所の役割は、青年が自身に宿る力を発揮できるように鼓舞し、成長の機会を提供することにあります。

では、どうすればそのような役割を果たすことができるのでしょうか。

青年会議所は、20歳から40歳までの青年が集い、互いを高め合う団体です。青年会議所の一員となることは、まさに青年が互いに刺激し合い、互いを成長させる場に参画することにほかなりません。すなわち、青年会議所の仲間を増やす会員拡大とは、青年会議所が果たすべき役割の根幹を担うものであり、新たに青年会議所の仲間になろうとする人のためにこそ行われているものです。

青年会議所の活動には、時間も、お金も、労力も必要です。そのため、人によっては、入会に対して非常に高いハードルを感じる人も少なくはないでしょう。また、そうした面があることを分かっているからこそ、なかなか声をかけられない、会員拡大に苦手意識を感じてしまうLOMメンバーもいるかもしれません。

思い出してください。

会員拡大とは、何よりも新たな仲間のためになるものであるはず  
です。

また、最終的に選択するのは候補者ではありますが、少なくとも  
選択の機会を提供することを躊躇う理由はありません。

苦手意識など投げ捨てて、会員拡大に励みましょう。

### 【組織運営について】

青年会議所は会議体であり、その意思決定は会議に基づいて行わ  
れます。

また、深く人の心に届く、リアリティのある運動発信を行うため  
には、その根幹にある想いに厚みと重み、熱量を持たせるため、議  
論を積み重ねていくことが必要です。

そのような効果的な議論を積み重ねるためには、会議にまつわる  
規律や事前準備、会議実施後の記録の整理保管等を行う必要があり  
ます。

さらに、青年会議所の運動発信をより効果的に展開するために  
は、事業単体についての広報活動も重要ではありますが、それ以上  
に、常日頃から広報活動を行い、一般社団法人小牧青年会議所の活  
動、運動を市民に認知していただくことで、組織としての発信力強  
化に努めることも重要です。

加えて、青年会議所には、国際青年会議所、日本青年会議所、東  
海地区協議会、愛知ブロック協議会、尾張東エリアなど、広域の運  
動発信を行い、青年会議所メンバーに対して、学びと成長の機会を  
提供する組織体があります。こうした組織体を行う事業について  
LOMメンバーに情報を提供し、参加を促すことも、一般社団法人小  
牧青年会議所の組織としての力を高めるには重要です。

これらは、一般社団法人小牧青年会議所という組織の基盤であ  
り、ここが崩れてしまえば、他の活動、運動もままなりません。逆  
に言えば、組織の基盤がしっかりと構築されることで、一般社団法  
人小牧青年会議所はより一層力強い運動発信ができるのです。

縁の下から、全体を押し上げてやりましょう。

### 【結びに】

2025年は、一般社団法人小牧青年会議所が第58回愛知ブロック大  
会の主管LOMを務める年であり、LOMにとっても、LOMメンバーにと  
っても、大変な1年になります。

困難にぶつかることもあるでしょう。

その身にかかる重圧に耐えきれなくなるときもあるでしょう。

そんなときは、周りの仲間の顔を見渡してください。

同じように苦しみ、それでも歯を食いしばって前に進もうとする姿が見えるはずです。

どうでしょうか。少しだけ勇気が湧いてきませんか。

あなたが見た誰かの姿は、誰かから見たあなたの姿です。

我々青年には、現実に挑み、今を変え、未来をつかみ取る力があります。

我々自身に宿る力を信じて・・・

思いっきり、暴れてやりましょう。

## 直前理事長兼ブロック大会実行会議議長



直前理事長兼ブロック大会実行会議議長 小池 公二

2025年度、ブロック大会実行会議議長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に、役職の重責に身の引き締まる思いです。

昨年度は理事長の職をお預かりし、愛知ブロック協議会そして会員会議所、各地理事長の皆様に対しまして、第58回愛知ブロック大会小牧大会の誘致に邁進して参りました。これもひとえに、今まで先輩諸兄姉が様々な歴史や功績を築き上げてきたからこそ小牧大会の誘致が出来たと考えております。

そしてその想いを私たちは受け継ぎ、今までの歴史と功績に対し感謝と敬意を表すと共に、成長の機会を与えて頂きました（一社）小牧青年会議所に恩返しをしていく所存でございます。

本年度は、梅澤副議長、酒井委員長、宮原委員長を率いるブロック大会実行会議の重責を感じ全力で邁進して参ります。

最後になりますが、ブロック大会実行会議議長という大変貴重な機会を与えてくださった舟橋理事長、そしてメンバーの皆様へ深く感謝するとともに、理事長が理想とする運動が最大限、発揮できるよう精一杯務めさせていただきます。一年間どうぞよろしくお願い致します。

## 副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 加藤 一樹

2025年度、副理事長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に、役職の重責に身の引き締まる思いです。そして、このような大役を与えてくださった舟橋理事長をはじめ、メンバーの皆様に深く感謝申し上げます。

2023年度に初めて事務局長として、また昨年2024年度は拡大委員会理事として、様々な経験をさせていただきました。本年度は、吉田委員長率いる未来の絆創造委員会を担当させていただくことになります。私自身、初めての副理事長兼室長という大役を仰せつかり、責任の重みを感じておりますが、その担いを全うするべく全力で邁進してまいります。

本年度私が担当させていただく未来の絆創造委員会は、拡大活動と会員同士の交流という役割を担っております。（一社）小牧青年会議所の魅力を数多くの方に伝えることで、新たな絆を創り出していきます。そしてその先の未来には夢と希望に満ち溢れていると確信しております。

結びとなりますが、舟橋理事長をはじめとするメンバーの皆様からお預かりした職責を果たすべく、精進してまいります。一年間どうぞよろしくお願い致します。



## 副議長抱負



ブロック大会実行会議副議長 梅澤 侑未

2025年度、ブロック大会実行会議副議長という大役を仰せつかったことを、大変光栄に思うとともに、その重責に身の引き締まる思いです。

本年度、一般社団法人小牧青年会議所は創立以来2度目となる「愛知ブロック大会」の主管を担わせていただくこととなりました。その意義を理解した上で、「第58回愛知ブロック大会小牧大会」の開催を通しまちの発展、メンバーの成長に繋がるよう、一丸となって取り組む必要があります。愛知ブロック協議会とお互いのビジョンを調和させ緊密な協力を促進し、スムーズな大会構築、運営ができるよう尽力してまいります。また、地域の魅力を最大限発信し本大会の開催という大きな目標に向かって活動することでLOMの結束がさらに深まり組織の活性化に繋がるよう導いてまいります。

最後になりますが、大変貴重な機会を与えてくださった舟橋理事長、メンバーに深く感謝するとともに、副議長として精一杯務めさせていただきます。一年間どうぞよろしくお願い致します。

## 専務理事抱負



副理事長兼専務理事 丹羽 智子

この度、副理事長兼専務理事という重責を拝命し、身の引き締まる思いでございます。小牧青年会議所に入会してから、多くの先輩諸兄姉のご指導、またメンバーの支えを受けながら様々な役職を経てまいりました。本年度は、鎧塚事務局局長率いる事務局を担当させていただくことになりました。事務局は、青年会議所運動および活動の基盤であり、その円滑な運営は何より重要です。本年は小牧青年会議所が愛知ブロック大会小牧大会の主管を任される年でもあり、公益社団法人日本青年会議所愛知ブロック協議会とも密に連携し、お互いの強みを活かしながら、この大規模な事業である大会を滞りなく進行させるため、全力を尽くしてまいります。また、（一社）小牧青年会議所の運動発信を広く市民に知っていただく絶好の機会であるため、その責務を果たすべく尽力してまいります。さらに、新たに加わる若いメンバーが活躍できる組織を築き、広い世界に触れる機会を提供したいと考えております。自身の経験を通じて、新たな視野を提供することに努めます。

最後になりますが、舟橋理事長をはじめ、メンバーの皆様からお預かりした職責を全うすべく、今後も精進してまいります。どうぞ一年間、よろしくお願い申し上げます。

## 事務局事業計画

事務局長 鎧塚 章平

担当 副理事長 兼専務理事 丹羽 智子	次長 竹村 昂平 理事 大野 公大 委員 志村 雄司
基本方針	<p>(一社)小牧青年会議所が地域に根差したまちづくり運動を行っていくためには、組織基盤を確立させ、規律ある、かつ効率的な組織運営が必要です。</p> <p>そこで事務局では、規則を改めて振り返り、改善できる箇所はないかと再確認を行うことで、時代に適応した組織運営を目指します。各種会議や議論がより有意義なものになると、そこで生み出される事業がより良いものとなり、まちづくり団体としての信頼が今まで以上に高まります。</p> <p>また、内部の活動だけでなく、外部へと目を向け、他団体がどのような活動を行っているか情報を伝えることで、メンバーはより多くの学びの機会を得られます。そして自分たちの活動の発信も積極的に行うことで、伝える側としても成長することができます。その結果、青年会議所での学びにとどまらず、より広い範囲で学びを得ることができ、成長したメンバーが集うことで組織も同時に成長することができます。このように(一社)小牧青年会議所がより良い運動、活動を行えるよう、屋台骨としての自覚と責任を持って組織運営に努めて参ります。</p>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本資料及び事業報告書の作成</li> <li>2. 総会の設営及び運営</li> <li>3. 総会及び理事会資料の作成</li> <li>4. スローガンの表彰</li> <li>5. 会費の徴収及び財務管理</li> <li>6. JOYTIMEの運営</li> <li>7. ネームプレート挟み込み用紙の作成</li> <li>8. ホームページの運営管理</li> <li>9. 各種メディア・SNSを活用した広報及び商工会議所の掲示板活用</li> <li>10. 例会及び各種事業の取材・記録・整理・保存</li> <li>11. 姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送</li> <li>12. 出向者タイムの運営</li> <li>13. 日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6JCに関する渉外</li> <li>14. 4月度例会</li> <li>15. 6月度例会</li> </ol>

事業予定	1月	基本資料及び事業報告書の作成、定時総会、スローガンの表彰、ネームプレート挟み込み用紙の作成、姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送、京都会議	
	2月	名古屋会議	
	2月～11月	出向者タイムの運営	
	4月	例会	
	6月	例会	
	7月	東海コンファレンス2025、サマーコンファレンス2025	
	8月	臨時総会	
	9月	第58回愛知ブロック大会小牧大会	
	10月	第74回全国大会佐賀大会	
	12月	臨時総会	
1月～12月	事務局運営、総会及び理事会資料作成、会費の徴収及び財務管理、JOYTIMEの運営、各種メディアを活用した広報活動、ホームページの運営管理、その他、総務、広報に關すること		
1月～12月	日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張6JCに關する涉外		
1月～12月	会員拡大並びに各種事業への参画		
委員会予算	収入の部		
	事業費繰入収入	149,000円	基本資料及び事業報告書作成 12,350円
	助成金	300,000円	スローガンの表彰 4,970円
			ネームプレート挟み込み用紙作成 25,080円
			ホームページ運営管理 2,640円
			年頭書簡の発送 540円
			4月度例会 76,750円
			6月度例会 313,617円
			予備費 13,053円
		合計 449,000円	合計 449,000円

圧倒的挑戦創造委員会事業計画

委員長 酒井 敦史

担当 議長 小池 公二 副議長 梅澤 侑未	副委員長 白木 大智 理事 小澤 国大 委員 足立 雅樹 伊藤 祐次朗 岩田 昇太 須賀 柳 中村 聡志 福士 雄哉	
基本方針	<p>(一社)小牧青年会議所は地域における様々な問題提起を時代に沿って行い、行政や市民を巻き込みまちの発展に尽力し続けてきました。</p> <p>今後もまちを発展させていくためには、市民を巻き込み、まちづくりに参加して興味をもっていただくことで、新たな一歩を踏み出すきっかけを提供する必要があります。更にはそこから挑戦し共に成長することで地域への帰属意識を芽生えさせていくことが重要です。</p> <p>そこで当委員会はメンバーと共に、市民の先頭に立ってリーダーシップを発揮し、事業を通じて困難に立ち向う精神を養い、情熱を持った挑戦者となることで、まちの発展を担います。誰もが誇りを持てるまちを自らの手で創る人財を育て、希望に満ち溢れた明るい豊かな社会を目指します。</p>	
事業計画	1. 5月度例会 2. 9月度委員会事業 3. 10月度例会	
事業予定	5月 例会 9月 委員会事業 9月 第58回愛知ブロック大会小牧大会 10月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 394,000円	5月度例会 6,500,394円
	協賛金 6,260,000円	9月度委員会事業 302,740円
	登録収益 400,000円	10月度例会 46,177円 予備費 204,689円
	合計 7,054,000円	合計 7,054,000円

## シティクリエイション委員会事業計画

委員長 宮原 裕美

担当 議長 小池 公二 副議長 梅澤 侑未	副委員長 吉戸 直紀 理事 水落 太貴 委員 大南 貴大      奥村 潤哉      神崎 祐太郎 堀 祐太              丸川 翼        山本 凡祥	
基本方針	（一社）小牧青年会議所が存在感を持って、地域を活気づけるためには、市民との繋がりをより強固にし、青年会議所の運動を最大限発信することが重要と考えます。 メンバー全員がひとつの目的に向かって一丸となり活動することで、今以上に結束力の高い団体となります。また、市民にとって魅力となる事業を体験していただくことで、まちに愛着と誇りが生まれ、自ら発信し、行動を起こすきっかけとなり、まちの発展へと繋がります。 そこで当委員会では、メンバーの意識と結束力を高めると共に、多くの市民の興味を引き、巻き込むことで、まちを想い行動や発信ができる人財を一人でも多く創出して参ります。	
事業計画	1. 3月度例会 2. 7月度例会 3. 9月度委員会事業	
事業予定	3月        例会 7月        例会 9月        委員会事業 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰上収入	3月度例会
	217,000円	19,256円
	寄付金収益	7月度例会
	910,000円	165,351円
		9月度委員会事業
		910,480円
		予備費
		31,913円
	合計 1,127,000円	合計 1,127,000円

## 未来の絆創造委員会事業計画

委員長 吉田 崇芳

担当 副理事長 兼室長 加藤 一樹	副委員長 尾形 貴幸 委 員 筒井 健太郎 平野 智弘	
基本方針	社会により良い変化をもたらすためには、一人ひとりの自己成長が必要です。何故ならば、個人の集合体が社会であるからです。そして成長は新たな出会いを生み出し、新たな出会いには自らを取り巻く環境すら変える力があります。それこそが、青年会議所での活動や運動から得られる大きな魅力の一つであり、会員数が増える事は社会に与える影響力に繋がります。また、(一社)小牧青年会議所会員の共通の担いである、会員拡大活動自体に会員同士が交流できるような工夫を凝らし、経験年数に関わらず、成長と出会いの機会を提供できるよう尽力して参ります。 そこで当委員会では、(一社)小牧青年会議所の存在をより多くの方に認知してもらうために、明確な行動目標を掲げ、(一社)小牧青年会議所会員が一丸となつて会員拡大活動に邁進できるよう尽力します。そして、まだ見ぬ仲間との夢と希望に溢れた未来を、私たちの手で創り上げます。	
事業計画	1. 会員拡大 2. 会員名簿作成 3. 卒業証書授与式 4. 2月度例会 5. 11月度例会	
事業予定	2月 例会 11月 例会 8月 入会認承認伝達式 1月～8月 会員名簿及び新入会員名簿の作成・配布 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 192,000円	会員拡大 55,234円 会員名簿 0円 卒業証書授与式 56,780円 2月度例会 38,550円 11月度例会 36,260円 予備費 5,176円
	合計 192,000円	合計 192,000円

## 2025年度事業収支予算書

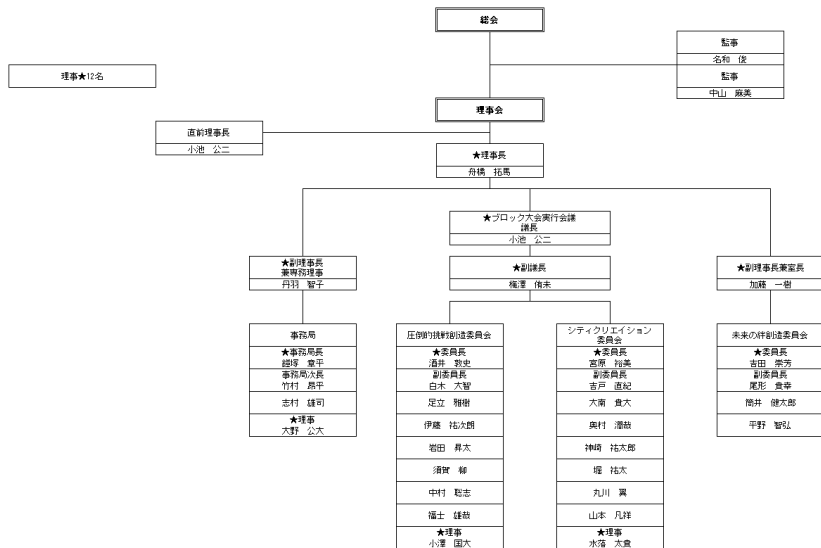
自:2025年1月1日 至:2025年12月31日

(単位:円)

科目	予算額	備考
<b>I 事業活動収支の部</b>		
1. 事業活動収入		
<b>入金収入</b>		
入金収入	300,000	10,000円×30名
<b>会費収入</b>		
正会員会費収入	4,020,000	120,000円×33名 60,000円×1名(休会者)
新入会員会費収入	2,100,000	120,000円×3名(1~3月入会) 90,000円×4名(4~6月入会) 60,000円×23名(7~8月入会)
終身会費	105,000	15,000円×7名
<b>事業収入</b>		
登録料収入	400,000	
助成金収入	300,000	
寄付金収入	9,170,000	
<b>補助金等収入</b>		
地方公共団体助成金収入	100,000	
<b>雑収入</b>		
雑収入	190,000	OB補助金
JOYBOX	63,000	1,000円×63名
<b>その他雑入金収入</b>		
基金繰入金収入		
<b>前期繰越金</b>	2,510,474	
<b>事業活動収入計</b>	19,258,474	
2. 事業活動支出		
<b>事業費支出</b>		
事務局	449,000	委員会事業費
圧倒的挑戦創造委員会	7,054,000	委員会事業費
シテイクリエイション委員会	1,127,000	委員会事業費
未来の絆創造委員会	192,000	委員会事業費
市民討論会	150,000	市民討論会事業費
航空自衛隊小牧基地航空祭出展費	50,000	
第58回愛知ブロック大会	3,000,000	
<b>管理費支出</b>		
会議費支出		
総会支出	150,000	
理事会支出	60,000	
給与手当支出	1,020,000	
法定福利費	3,060	
賃借料支出	800,000	
通信・発送費支出	350,000	
印刷・製本費支出	200,000	
消耗品費支出	50,000	
租税公課支出	16,516	法人所得税・法人事業税・法人住民税
渉外費支出	71,000	法人県民税・市民税均等割
雑支出	350,000	
雑支出	200,000	
<b>負担金</b>		
JCI会費	137,280	2,145円×64名
日本JC会費	292,500	5,000円×41名+2,500円×23名+30,000円
東海地区協議会負担金	160,000	2,500円×64名
愛知ブロック協議会負担金	175,000	2,500円×64名+15,000円
日本JC出向者負担金	40,000	20,000円×2名
国際協力資金	116,800	1,825円×64名
WE BELIEVE購読料	96,000	1,500円×64名
JC会館建替費用	96,000	1,500円×64名
ブロック大会負担金	128,000	2,000円×64名
名古屋会議負担金	173,000	2,000円×64名+45,000円
尾張東6JC負担金	10,000	10,000円
<b>積立金</b>		
JOYBOX積立	63,000	1,000円×63名
JC基金積立	300,000	10,000円×30名
<b>事業活動支出計</b>	17,080,156	
<b>事業活動収支差額</b>	2,178,318	
<b>II 予備費支出</b>		
1. 予備費支出	2,178,318	
当期収支差額	0	



# 一般社団法人小牧青年会議所 2025年度 組織図



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)経営委員会(2)広報委員会(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※ブロック大会実行会議は（一社）小牧青年会議所運営規定第6条第7項(6)協賛力開発委員会(7)社会開発委員会(9)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること  
 ※委員長・副委員長は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)経営委員会(2)広報委員会(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること

## 2025年度 一般社団法人小牧青年会議所 年間スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
三役会	12月22日	1月22日	2月18日	3月18日	4月15日	5月20日	6月17日	7月15日	8月19日	9月16日	10月21日	11月18日
理事会	7日	4日	4日	1日	6日	3日	1日	5日	2日	7日	4日	2日
総会・例会	28日	11日	11日	8日	13日	10日	8日	(下旬)	12日	14日	11日	
委員会事業	会員拡大	会員拡大	会員拡大	会員拡大	会員拡大	会員拡大	会員拡大	入会認証 伝達式	会員拡大	市民討議会	会員拡大	
総会・例会担当	事務局	未来の絆創造	シティクリエイション	事務局	圧倒的挑戦創造	事務局	シティクリエイション	事務局	ブロック大会 実行会議	圧倒的挑戦創造	未来の絆創造	事務局
日本	京都会議 23日～26日						サマー コンファレンス 20～2日			全国大会 3日～6日 世界会議 30日～31日	世界会議 1日～3日	
地区							東海 フォーラム					
ブロック	会員会議所 19日	名古屋会議 8日	会員会議所 16日		会員会議所 18日		会員会議所 20日		ブロック大会 6日 会員会議所 21日		会員会議所 16日	
5JC	(総会) (賀詞交歓会) 瀬戸 15日 春日井 21日 尾張旭 20日 岩倉 27日 北名古屋 9日		会長公式訪問 5日								正副理事長 会議	
OB関係		OB総会 20日										

## 2025年度出向者一覧表

出向先	委員会名・役職名	LOM配属・役職	氏名
NOM	公正な経済推進委員会	直前理事長	小池 公二
	委員	ブロック大会実行会議 議長	
NOM	公正な経済推進委員会	シテイクリエイション委員会	水落 太貴
	委員	理事	
愛知BC		監事	名和 俊
	副会長		
愛知BC	ブロック大会運営委員会	事務局	志村 雄司
	副委員長	委員	
愛知BC	ブロック大会運営委員会	事務局	大野 公大
	委員	理事	
愛知BC	ブロック大会運営委員会	圧倒的挑戦創造委員会	岩田 昇太
	委員	委員	
愛知BC	ブロックアカデミー委員会	圧倒的挑戦創造委員会	白木 大智
	委員	委員	
愛知BC	ブロックアカデミー委員会	未来の絆創造委員会	尾形 貴幸
	委員	副委員長	

## 1. 初めに

2000年12月、私はチェンライというタイ最北端の街を訪れました。かつて世界最大のケシ栽培地帯として、ゴールデン・トライアングルと呼ばれた地域に、高校の体験学習の一環で訪れたのです。当時のチェンライは、街を歩けば多くのストリートチルドレンが観光客に群がるような街でした。その子ども達には元締めがおり、搾取されるだけなので、決してお金を渡してはいけないとガイドの方にいわれ、帯同していた教師からも強く注意されていました。私も当然お金を渡すことはしないと強く思っていました。

しかし、ある少女を見て私の気持ちは大きく揺れ動きました。多くのストリートチルドレンが私を取り囲む中、少し離れた場所からその光景を見る一人の少女がいたのです。その小学校高学年くらいの少女は小さな子どもを背負い、こちらをずっと見つめていました。そして、背負っている子どもは、顔色が悪く頭は後ろに倒れ、腕も力なく揺れており、亡くなってしまっているのではないかと思うほどでした。その少女を見た瞬間、少女の姿が私の妹と重なって見えたのです。私には6歳離れた妹がおり、少女と似たような年ごろで、「もしその少女が妹だったら」そう思った瞬間、私はその少女に駆け寄りお金を渡していました。その行為は間違った行為です。渡したお金も大人に搾取されるのでしょうか。不公平な行動だったと思います。しかし、今日くらいは温かい食事をし、暖かい布団で寝られるかもしれない。そう考えてしまいました。

このような私にとっては忘れられない経験をして帰国すると、日本では21世紀の到来を祝いお祭り騒ぎ。テレビでは豪華に着飾った芸能人が、花火が上がるのを見て歓声をあげていました。その光景を見て、自分の無力さを悔しく思いました。きっとあの少女は21世紀を祝い、暖かい家で、温かい料理に囲まれていることはない。そう感じたからです。こんな世界は間違っている。誰かが悲しみに顔を曇らせているならば、それがどれだけ大きな課題だろうと手を差し伸べたい。小さな子どもが悲しまず、伸び伸びと生きられる世界を実現したい。それが私の理想となりました。

しかし、日々の生活や勉強などに追われて過ごす中、その理想は心の奥底にしまわれていきました。そして、2010年、私は青年会議所に入会することになりました。入会した理由は、叔父の紹介というありふれたもので、大きな夢や希望を持って入会したわけではありません。青年会議所とは何かよく分からないまま、ただ仲間と楽しく過ごす日々を送っていました。

ところが、ありふれた日々を過ごす中で、私の青年会議所への見方が変わる出会いを得ることができました。その人は本気で社会は変えられると信じ行動をする人でした。その人は綺麗事を堂々と語り、その綺麗事に愚直に挑戦し続けていました。

そんな綺麗事は実現するわけではない。私は初めそう思いました。しかし、その言葉、行動、そして、彼から学ぶ青年会議所の歴史や運動から、世界は変えられるかもしれないと思うようになりました。2000年12月に感じた想いが呼び起こされ、その理想の実現のために行動しようと強く思うようになったのです。

青年会議所は世界を変えることができるのか。

第二次世界大戦中、世界平和を夢見てJCIは誕生しました。そして、日本青年会議所も戦後の焼け野原から新日本の再建を夢見て生まれ、世界の多くのメンバーが世界を動かし、より良い未来を築いてきたのです。社会が暗い影に覆われていようとも、その暗闇を照らす光となり、光を与えることこそが我々青年会議所が行ってきたことなのです。その長い歴史に培われた伝統という遺伝子を受け継ぐ私たちに、世界を変えられないはずはないのです。

変わったのではない、変えたのだと誇れる未来へ

## 2. さあ、世界を創ろう

### 【社会課題解決運動ではなく、社会開発運動へ】

2025年、第二次世界大戦の終結から80年を迎えます。戦後の焼け野原から、復興と高度経済成長によってアジアにおいて、いち早

く豊かさを体現した国家として、また、環境・社会問題を克服して安全・安心に暮らせる社会システムを作り上げた国として、日本は多くのアジア諸国に国づくりのモデルを提供してきました。しかし、現在、私たちは前例のない大きな課題に直面しています。世界規模の環境問題、極端な格差、分断、戦争など、世界は混沌の中にあります。

いつでも誰でも繋がることのできる時代。価値観が今までにない速度で変容し、日本がどの方向に進むのかも不明確で、漠然とした不安感という暗闇が社会を覆っています。しかし、私たちの先達は戦後の混乱の中であっても、「何かが起こるのを待つ」のではなく、「未来を創る」ことを選択し続けてきました。戦後の混乱という想像を絶する現実に対し「新日本の再建は我々青年の仕事である」と、未来を自らの手で創る選択をしました。青年会議所は、社会が不安という暗闇に覆われている時こそ、その暗闇に光を灯し、その現状を打破してきたのです。「明るい豊かな社会」という希望の光を灯し、未来を創ることが創設当時から変わらぬ使命なのです。

未来を創るなど、現実を知らぬ馬鹿者の理想だと笑う人もいるかもしれません。どれだけ青くさくても理想を描かなければ、それは人生という航海を羅針盤なしに進むのと同じです。だからこそ理想を語りましょう。どれだけ他人に馬鹿にされ否定されようと、理想を語り、その理想を達成するという使命感を強く持ち行動することが、未来を創ることなのです。

それこそが社会開発運動なのです。目の前にある課題だけに囚われるのではなく、理想の未来を描き、社会を開発していく運動への回帰こそが今行うべき運動の指針なのです。

### 【新社会システムの創造から、個人の意識改革へ】

私たちの理念である「明るい豊かな社会」とはどのような社会なのでしょう。社会が大きな転換期を迎える中、明確に未来を示し、実現のために行動することが私たち青年会議所の仕事なのです。

明るい豊かな社会の実現のために、多くの市民を巻き込み、「新社会システムの創造」から「個人の意識改革」を目指していくことが、JC 運動のあるべき姿であると私は考えます。「新社会システムの創造」と「個人の意識改革」という JC 運動の両輪へ変化を起こし、新たな世界を創るためには、未来の課題を予測し未来を創る事業と、多くの共感が必要です。

未来の課題を予測し未来を創る事業とは、現在ある課題の対症療法を実行するのではなく、理想の未来を描き、それを実現するための道筋を未来から現在へと遡り課題解決を行う事業です。目の前の課題をモグラ叩きのように対処するのではなく、理想の未来を創るためにバックキャストिंगをし、課題を解決する。それこそが戦後の焼け野原から生まれた青年会議所が率先して行ってきたことであり、VUCA と呼ばれる時代、格差や分断、戦争という予測不能な社会課題が多くある中でも、変わらぬ JC 運動の本質なのです。

そして、共感を生むだけの運動では意味がありません。共感を得られたとしても、実行へと移すための手法が分からず、運動としての広がりを得られないのです。市民に対して新社会システムを示し、そのシステムに共感を得ることが最も重要です。市民が実践できる手法を示し、そのシステムから共感を得られることから始めていきましょう。多くの共感を獲得し、その課題を社会共通の課題としなければ、個人の意識改革は望めません。そのためには、積極的に新たな挑戦を行う必要があるのです。そして、JC 運動の本質を置き去りにすることなく、時代に適した手法の選択が必要なのです。

### 3. 世界に冠たる日本へ

#### 【運動で世界をリードする】

日本青年会議所には自分たちの運動で世界を動かした経験があります。それは、1993 年から始まった「もったいない運動」です。この運動は大勢の方の共感を得て、翌年には JCI 公式プログラムに昇華し、ノーベル平和賞をアフリカ人の女性として初めて受賞したワングリ・マータイ氏からも共感を得て、日本語の「もったいない」

から世界共通語として「MOTTAINAI」へとさらに昇華されました。

このように世界をリードすることができる運動が今の日本青年会議所にもあります。それが「JCI JAPAN グローバルユース国連大使育成事業」です。この事業は、2011年から始まり、日本の学生と海外の学生が共に国際社会の抱える課題や、日本と世界の違いを学び、国内の視点、海外の視点からグローバルな視点を持って世界で活躍できる人財を育成することを目的としたプロジェクトです。2024年 JCI ASPAC アンコール大会ではグローバルピースサミットが開催され、その場で学生たちの発表が行われました。その成果発表は多くの共感を生み、自国での開催を考えたいという声を多く得ることができました。この経験から、JCIグローバルユース国連大使育成事業へと昇華させ、世界をリードする日本青年会議所の事業となるよう世界各国での開催を目指します。

### 【日本が秘めた可能性】

現在、日本では人口減少が大きな課題となっています。しかし、世界に目を向けると人口増加が世界の課題とされています。国連の発表によると現在の世界人口は80億人を超え、2037年には90億人、2080年には104億人でピークを迎えると予想されています。日本のみで考えればマーケットは縮小傾向にありますが、世界的に見ればマーケットは拡大し続けているのです。また、2050年に世界の人口は東アジアや南アジア、アフリカなどの途上国・新興国が80%以上を占めると予測されています。世界の景色は今と大きく異なり、世界の80%以上を占める途上国・新興国の市場を目指した製品開発は日本の輸出に弾みをつけ、地域産業を活性化させる展望が開けるはずです。そして日本は、それを現実にする実力を有しています。

その可能性の証明となるのが、ハーバード大学国際開発センター成長研究所が開発した、Economic Complexity Index (ECI)です。これは経済複雑性指標と訳され、このランキングにおいては1995年から最新の2021年まで日本は常に1位をキープしています。この経済複雑性指標は輸出品目の多様性と複雑性に基づいて国をランキ



ングしたもので、複雑性の高い国は高度で専門化した様々な能力を備えており、高度に多様化した複雑な製品群を生産することができますといわれています。このように、日本は一つの産業に特化しているのではなく、高度な専門性と多様性を有していることから、世界に冠たる国となる余力を秘めているといえるのです。

この経済複雑性指標が示すのは、日本は多様かつ希少な製品づくりが強みであるということです。これは今まで漠然と日本の強みであると考えられてきたものが正しいという証左なのです。眼鏡や刃物、革製品、漆器、日本酒、フルーツ、アニメ等はジャパニーズクオリティとして評価されていますが、まだまだ地域にはこのような可能性を秘めた製品やサービスが眠っているのです。

### 【海外市場へ挑戦するために】

経済複雑性指標に示されるように、私たちには大きな可能性があります。その可能性をどのように現実にするかが重要なのです。日本はガラパゴスだと揶揄されることがありますが、ガラパゴスというのはむしろ大きな価値であり、独自の発展をした日本だからこそ可能性があるのです。その特異性を大いに活用するためには、第三者の視点が重要となります。地域で地域のことを考え、魅力を発信することは大切ですが、俯瞰的に価値の存在に気付くことが重要なのです。よく日本には自身の魅力に気付いていない地域が多くあるといわれます。地域だけで地域のことを考えるから気付けないのではないのでしょうか。だからこそ外からの目を取り入れ、地域に眠る大きな可能性を発掘する必要があるのです。例えば地区協議会、ブロック協議会に囚われず、交換留学のような形で外からの目を積極的に取り入れていく取り組みなどが重要になるのです。同じ課題意識を持つもの同士が、お互いに外からの目を見て可能性を発掘することができれば、それは人財交流以上の価値をもたらします。そして、発掘された魅力を全国、全世界に広めることができるネットワークを既に有していることが、我々青年会議所の大きな強みなのです。

#### 4. 地域の価値を日本、そして世界へ

##### 【魅力ある運動の発掘】

日本の産業には多様性と複雑性があり、それこそが日本の魅力です。それは私たち青年会議所にも同じことがいえるのではないのでしょうか。設立当初、「青年会議所は地下水のごとく自然発生的に生まれる団体でなければならない」といわれていました。だからこそ LOMは独立し、それぞれの地域で多種多様な運動を展開してきたのです。そして、日本青年会議所は、総合連絡調整機関として相互啓発と情報共有のために存在しています。このような歴史を鑑み、総合連絡調整機関としての機能を強化する必要があるのではないのでしょうか。

相互啓発と情報共有のために、カギとなるのは AWARDS JAPAN だと考えます。AWARDSJAPAN は優れた運動を称賛するという側面が強くなっていますが、一番重要なことは日本各地で展開されている質の高い運動を知り、全国に共有することです。個別の政策・運動の一つひとつの質が非常に高いとしても、それは部分最適であり、全体最適ではありません。その合成の誤謬を解決するために、総合連絡調整機関としての機能を強化する必要があるのです。日本青年会議所として優れた運動を作ることも重要ですが、全国各地で今も生まれ続けている質の高い運動を全体最適化し伝播する。この機能強化を行ってまいります。質の高い運動を新社会システムとして、どのような地域でも展開できるよう広げていくことが重要なことです。

##### 【環境面を入口とした持続可能な地域づくり】

日本を訪れる外国人の多くは、日本の自然と文化を一つの目的として訪れています。日本の自然観の特色は、円環的・循環的であるといわれています。限られた資源を有効に利用し、自然との共存を目指す。自然＝人間という循環から生まれた文化と伝統があるからこそ、今の日本はインバウンドの恩恵を享受しているのです。このように人々を感動させる自然や文化は先達より受け継ぎ、私たちの子孫に残していかなければならない大きな財産なのです。

しかし、日本はこのような自然、文化を活用しきれていないといわれています。その資源を最大限活用することで経済成長を生み、その利益を環境保全に充てることで好循環を作る。この取り組みを加速化するためにも外からの目を活用し、持続可能な地域づくりを行う必要があります。自然や環境に配慮するという視点から、自然や環境を大いに活用し利益を生むという視点へ変えることで、持続可能な地域づくりを目指していくことができるのです。

### 【地域のさらなるアップデート】

地域には魅力ある運動が多く存在するように、新たな経営手法や人財も多く眠っています。日本青年会議所もその発掘のため、価値デザインコンテスト、TOYPを開催していますが、発掘し表彰するにとどまっているのが現状です。この価値ある情報の活用こそが次のステップではないでしょうか。過去の情報から地域を活性化させる手法を抽出し、表彰者と連携し運動へと昇華させることが重要となります。日本青年会議所単体として運動を起こすのではなく、多くのパートナーと共に運動を起こすことで、新たな革新を創造することができるのです。

## 5. 日本の基盤強化に向けて

### 【好奇心というエネルギーを】

アイザック・ニュートンはりんごが木から落ちるのを見て、万有引力の法則を発見したという有名な逸話があります。りんごが木から落ちるといふ事象は、他の人々にとっては当たり前の事象ですが、ニュートンにとっては好奇心に火をつける事象だったのです。そして、その好奇心が持つエネルギーこそが世界を創る重要な原動力となったのです。

GAFGA といわれ世界を席卷している Google、Amazon、Facebook、Apple に共通するのは、「好奇心や遊びから始まっている」ということです。計算ではなく、好奇心というエネルギーをそのまま形にすること。確かに KPI を設定することや売上高等収支を計算し予測することは重要です。しかし、そればかりに気をとられてしまう

と、好奇心というエネルギーとはかけ離れた場所に着地してしまいます。好奇心を刺激し、習得型教育ではなく、探求型教育へのさらなる移行が重要となります。子どもが持つ可能性は無限です。しかし、その可能性がどこにあるのかは分かりません。だからこそ、子どもの前に一つでも多くのりんごという可能性を示してあげることが重要なのです。

そして、現在の情報化社会「Society 4.0」に続いて訪れる新しい社会「Society 5.0」が動き始めています。Society 5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の問題解決を両立させた人間中心の社会を目指す仕組みです。Society 5.0の実装により、個別最適化された学びの機会や場を提供することが可能になり、これまでの教育や学びのあり方が大きく変化していくといわれています。それに先駆け、個別最適化を目指した教育システムの構築を行っていく必要があるのではないのでしょうか。

### 【必ず訪れる危機に向けて】

過去を紐解くと、1,000人以上の死者行方不明者が出た災害は、1959年の伊勢湾台風の後から1995年の阪神淡路大震災まで生じていませんでした。この36年間に日本は「奇跡の経済成長」を果たしましたが、その成功にはこの時期が大災害の空白期であったことも大きく寄与しているといわれています。しかし、日本は繰り返し自然災害に見舞われてきたのも事実です。いつ起こるか分からないが、必ず起こる危機に対して、いかに被害を少なくするよう備えるのが重要であり、日本という国で生きる上での生き方とすらいえるのではないのでしょうか。

2024年1月1日、私は日本青年会議所の専務理事として令和6年能登半島地震への災害支援を経験しました。直面したのは、今まで作り上げてきた災害対策マニュアルでも想定外のことが多発するという事態でした。阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえて構築してきたマニュアルがあるにも関わらず、想定していなかった事態に、その都度の現場判断を行わざるを得ない状況がありまし

た。

しかし、そのような状況の中でも自らも被災したにも関わらず、率先して行動する青年会議所メンバーが多くいました。今後起こるであろう首都直下地震や南海トラフ地震等に見舞われた際も、地域の青年会議所メンバーが率先して動くのだろうと確信しました。だからこそ、その効果をより高めるために質の高いリーダーの育成が急務なのです。緊急時におけるリーダーシップは、単に命令を出すだけでなく、人々の信頼を得て行動を促進することにあります。そのためには、コミュニケーション能力、決断力、柔軟性などが必要です。震災は社会全体に大きな影響を与える災害であり、その際に果たすリーダーシップの役割は極めて重要となるからです。

### 【今訪れている危機に対して】

1945年8月14日、終戦の詔書の発布により日本は終戦を迎えました。そして、2025年は終戦から80年を迎える節目の年となります。そのような節目を迎える中、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるパレスチナ自治区への攻撃等、人類は世界平和という人類の夢からかけ離れた場所にいます。我々是对岸の火事として見ているだけでいいのでしょうか。310万人もの戦死者を出した歴史を持つ世界唯一の被爆国の国民として行動する必要があるのではないのでしょうか。争いには両者ともに言い分があり、そのどちらが正しいかを評価することは困難です。しかし、それを理由に問題から目を逸らしてはなりません。

戦わないことを皆が選ぶこと。ただそれだけ。助けを求めている人がいれば手を差し伸べ、自分が苦しみにもがいている時は助けをもらう。すべての人が自分と等しい存在なのだ気付けた時、世界中のどんな飢餓も貧困も悲惨も残虐も、私たちは終わらせることができるのです。

これは青くさい理想です。実現可能性は限りなくゼロに近いのかもしれない。しかし、私たちが、私たちの子どもが生きる未来を諦めるわけにはいきません。私たちの子どもが命の危機に怯えず、笑顔絶やさない世界を創らなければならないのです。

そのためにも、過去の悲劇を学ぶ必要があります。80年という時を経て風化しつつある悲劇を繰り返さないために、そして、世界に同じ悲しみを背負わせないために、世界と行動を起こす必要があるのです。

### 【公正な経済に向けて】

JCI Creedには公正な経済は我々の自由な経済活動によってこそ果たされ、という文言があります。平等でも公平でもなく、公正な経済と記されている意味を考える必要があるのです。資本主義とは、一般的に個人が自由に資本を持ち、商売できる仕組みを指します。資本主義には自由競争を通じて経済の発展に繋がるメリットがある一方で、不況により失業が発生する点や貧富の差が拡大しやすいという課題があります。この課題を解決するために公正な経済という観点が重要となるのです。

公正な経済を達成するためには、人々が共有できる財産をどのように増やしていくかを考えなければなりません。一部の富裕層が独占するのではなく、人が人として正しく生きるために重要なリソースを共有の財産として守り、自由な経済活動を阻害させないために取り組みを行っていかねばなりません。そのためにはアソシエーションという言葉が一つの鍵となるのです。アソシエートとは、人々が連帯して結合していくといった意味です。人々の自発的な相互扶助や連帯を基礎とした民主的社會を構築することで、資本主義が抱える課題を解決していきましょう。

## 6. 家族・会社・地域のために

### 【家族・会社・地域のために】

明るい豊かな社會の実現を目指し運動を展開している私たち青年會議所ですが、時折「JC運動・活動によって会社の業績が悪化した」「家庭がうまくいかない」などの話を聞くことがあります。社會の最小単位は家族であり、家族や会社の犠牲の上に明るい豊かな社會は成り立ちません。東京青年會議所の初代理事長である三輪善兵衛先輩も「家族・会社・地域を良くしたいという青年が集まっ

た」と話されています。その「原点」に私たちは今一度立ち返る時がきたのです。

その「原点」とは、JC 運動を通して家族・会社・地域を良くするということだと考えます。会議回数を減らすといったことは手法でしかないのです。決して効率だけを求めるのではなく、効果の最大化を目指す中で生産性の向上を実現していかなければなりません。

「原点」を踏まえ、会議回数や会議手法等の議論に終始するのではなく、私たちの事業が家族・会社・地域を良くすることに繋がっているのかについて議論する必要があります。青年会議所運動の本質を変えることなく、本質にそぐわない部分は不断の決意で変えなければなりません。そして、すべての会員が「家族・会社・地域のために」と誇れる組織への改革を目指す必要があるのです。

### 【多彩な人財が活躍するために】

優れた運動を創るためには多彩な人財が必要です。多様性という話が出る時、必ず青年会議所は男性ばかりで多様性がないとの批判に晒されます。しかし本来、同性の人間のあいだにも豊かな多様性があり、それをないことにして異性を入れておけばそれでよし、とする考え方は多様性の本質から乖離するのではないのでしょうか。

「多様性の本質」は性別、国籍、宗教ではなく個人にあるものです。対立があるからこそ対話に深みがあり、新たなアイデアが生まれる。対立を恐れ、また対立を排することに心を労するのではなく、いかに受け止め調和するかを考えることが、多彩な人財が活躍するための土壌となるのです。

しかし、多様性を追い求めることは、誰でも自由に何でもしているということではありません。ハーバード大学社会科学名誉教授であったデイヴィッド・リースマン著『孤独な群衆』という書籍の中に、「“伝統”から解き放たれた共通の価値観を失った現代人が、無力感虚無感に囚われ、“孤独な群衆”となり他者への同調傾向を示すようになる。価値観の多様性。これを前提とした自由は皮肉にも人々に無秩序状態をもたらし、人間の画一化という結果になってしまう。」と語られています。孤独な群衆とならないために重要な

は、共通の価値観を持ち、人財や手法には多様性をもたせるということなのではないでしょうか。「原点」や「伝統」と聞くと、古い、もしくは固いというイメージを持つ方がいるかもしれません。しかし、「原点」や「伝統」は、私たちの「共通の価値観」なので、多様な価値観を前提にしてしまうと、「共通の価値観」は失われ、ただの孤独な群衆となってしまいます。だからこそ、設立趣意書や綱領、クリードを、「共通の価値観」とし、この部分に関しては多様性を認めないと、強く伝えていくべきなのです。そうしなければ、組織ではなく、群衆へと成り下がってしまうからです。

### 【常に LOM ファースト】

現在、日本青年会議所として抱える大きな課題として、会員数の減少があります。LOMとは運動のエンジンであり、このエンジンの弱体化は、日本青年会議所の弱体化に直結します。このような課題に対して、総合連絡調整機関として何が重要なのでしょうか。それは、よりリアルな声を吸い上げるということです。LOMの課題は拡大、人財育成、運動構築等多岐に渡ります。その上で日本青年会議所として、運動を押し付けるのではなく、徹底した調査から、LOMに対する支援を検討し、適切な手法を提供することが重要となります。日本青年会議所が遠い存在になるのではなく、常にLOMを一番に考え、LOMに寄り添い、個別最適化した支援策の提供を行ってまいります。

### 【協議会の拡充】

会頭の名代であり、最もLOMに近い組織がブロック協議会であり、重要な位置付けとされている協議会であります。しかし、今、全国的に会員数の減少や在籍年数の減少問題があり、ブロック協議会の議長・委員長たちが、LOMで理事の経験をせず、入会間もないメンバーが重責を担っていると聞きます。これでは、日本青年会議所の考える運動や支援が広まらない結果となります。その課題を解決し、選ばれる団体を創り上げるためには拡充が必要不可欠です。拡充とは「知見を拡げて、活動を充実させる」ことであり、拡充す



べきは運動であると考えます。運動の価値を高めるために組織の存在意義や考え方をしっかりと学び、運動を通して社会に価値を示し、自己成長することで拡大のサイクルを創り上げることができません。JC プログラムの JCI Achieve や JCI Impact をブロック主導で開催し、青年会議所の理念や目的を理解し、アクションフレームワーク等を活用し、運動を構築できる人財の育成を行ってまいります。

## 7. 最後に

私は 2023 年、日本青年会議所の国際担当常任理事としてアジアをはじめ多くの国々を巡りました。その時に感じたのは、特にアジア圏の人々が、「今日より明日はもっと良くなる」という確信を持って生きているということでした。悲観的にならず、明日に希望を持って生きる姿は眩しく、その生き方には憧れすら感じました。

その光景を見た私は、きっと高度経済成長期の日本の人々も同じであったのではないかと思います。今は失われた 30 年、物価高騰、人口減少等、悲観的なニュースばかり取り沙汰されています。確かに物事を悲観的に考える人が多いのかもしれませんが。危機に際して慎重さは絶対に必要です。しかし、過度に悲観する必要はないはずです。日本は半世紀以上、平和を築き、繁栄を続けてきました。Japan as No.1 とさえいわれ諸外国から尊敬されるモデルの一つにもなりました。そして、東日本大震災等、多くの危機を乗り越えてきました。

だからこそ日本はどんな難局が訪れたとしても、必ず乗り越えられると私は確信しています。

## POWER OF ONE

一人の夢や理想が、何百万人もの人を突き動かし、世界を変えてきたのです。

長い歴史を持つ私たち青年会議所。伝統は超えていくことに意味が

あります。

偉大な先達の轍を信じ歩みながら、それでも己の手で考えることをやめない。

革新とはその先に待つものなのです。

「世界は変わったね」と話す傍観者になるのではなく、「世界を変えたのは私たちだ」と誇れる未来を創らなければなりません。

変わったのではない、変えたのだと誇れる未来へ

公益社団法人日本青年会議所  
東海地区 愛知ブロック協議会  
2025年度 会長所信

2025年度 会長 平野 伸弥  
(一般社団法人海部津島青年会議所)

<はじめに>

我が国日本は、幕末期の欧米列強の脅威に対する危機感から、明治維新によって封建制度を脱却し近代国家への道を歩み始めました。そこから僅か20数年で経済力や軍事力を急速に向上させ、国際社会において存在感を高めました。第二次世界大戦終結後には、戦後復興まで100年はかかると言われるほど焦土化した国土から目覚ましい早さで経済大国への飛躍を成し遂げました。その後、バブル経済の崩壊、そして東日本大震災、日本は幾度となく困難に遭いながらも、その時々先達がそれらに立ち向かい乗り越えてきました。歴史を振り返ると、あらゆる困難に立ち向かう挑戦者の魂がこの国の未来を導いてきたのだと思わずに

はいられません。

現在の日本は、人口減少と少子高齢化によって社会保障制度や経済に揺らぎが生じ、追い打ちをかけるように自然災害の激甚化と多発化が人々の生活に大きな影響を与えています。誰もが下を向きたくなくなるような時代ですが、こんな時代だからこそ、誰かが一歩踏み出さなければなりません。そして、その一歩を踏み出すのは他ならぬ私たちなのです。

臆することなく未来を切り拓き、可能性溢れる愛知を創造しよう。

今まさに私たちはこの時代の挑戦者なのだ。

#### <LOMに寄り添った支援>

我々の住まう愛知県は、同じ愛知という括りの中でも地域ごとに特色が異なり、抱える課題も異なります。それぞれの地域の課題を解決するのは、やはりその地域に根ざして活動するLOMです。そうであるならば、LOMの活性化こそ最重要課題です。その中でも会員拡大については関心が高いのではないのでしょうか。2014年の県内会員会議所期首会員数は2,282名であり、2024年の県内会員会議所期首会員数は1,615名です。10年間で会員数は約30%減少しているのに対し、日本の総人口はここ10年で約2%しか減少していません。人口減少によって入会候補者の絶対数が減っているから仕方がないという論理は成り立ちませんし、残念ながら毎年行われている会員拡大の成功メソッドの共有といった間接的な支援の効果が限定的であることを数字が証明しています。結果にこだわるのであれば、愛知ブロック協議会のスケールメリットを活かした支援を行なっていくことが必要であると考えます。

しかし、忘れてはならないのが会員減少はあくまでも現象であり、それ自体が課題ではないということです。会員減少によって起きる課題の最たるものは、青年会議所運動が地域に展開されないことです。語弊を恐れず言うのであれば、会員数が減少しようとも青年会議所運動が地域に波及さえすれば良いのです。そ

のために、限られた会員数でも効果的に運動発信できる組織の提案、人が関わりたくなる雰囲気作り、事業実施に必要なサポートなど、それぞれのLOMの実情に寄り添った支援を行って参ります。地域に運動を発信しようとするLOMが、リソース不足によってそれを諦めなければならないということがないように愛知ブロック協議会はより直接的且つ包括的な支援に挑戦します。

#### <終戦後80年の節目に>

ロシアによるウクライナ軍事侵攻が始まって以来、戦争というものが世界各国で強く意識されるようになりました。また、中国の台湾侵攻も懸念されており、2027年までにその可能性があるとも言われています。そのような中、世界価値観調査の「もし戦争が起きたら国のために戦いますか」という質問に対し、日本で「はい」と回答した人は13.2%で一番低い数値で、日本に次いで「はい」という回答が少なかった国でもその数値は倍以上の32.8%でした。それだけでなく、「わからない」と答えた比率も38.1%と世界で最も大きい数値でした。これらの数値は、目に見えて戦争や軍事的脅威がないことや、日本国憲法が戦争放棄条項を有しているから大丈夫だろうという安心感が表れているように見えます。第二次世界大戦終結から今年で80年の節目を迎えます。誰もがこのまま平和であってほしいと願いますが、平和を求めるのであれば、戦争や国家安全保障について学び、戦争をさせないための努力が必要です。有事が目前に迫っている今こそ、改めて平和について考えるべきなのです。しかし、決して難しいことだけを考える必要はなく、住んでいるまちや人の繋がりが、今ある環境の尊さに気付くことだけでも平和への足掛かりとなるはずです。まずは、私たちの住まうこの愛知から平和意識醸成に挑戦していきましょう。

#### <国際青年会議所のネットワークを活かした世界貢献>

世界全体に目を向けると、科学技術の発展、医療の進歩、教育の

普及、経済の成長など、多くの分野で進展が見られます。しかしながら、まだ多くの国々が発展途上にあり、貧困や紛争など、抱えている課題は異なるものの、共通して深刻な影響を及ぼしています。公益社団法人日本青年会議所の定款には、国際青年会議所と協調して世界の繁栄と平和に寄与することを目的とすると明記されており、我々が国際社会の一員として、こうした世界の課題解決に向けて積極的に取り組むことが責務であることを示しています。日本ではODAを通じて、エチオピアの乾燥地帯の安全な水の確保や、内戦の影響で初等教育就学率の低いアンゴラに学校施設の整備、運営管理の技術指導を実施するなど、世界貢献に努めています。我々は地域の課題解決のために市民の意識変革運動を展開してきた団体です。我々だからこそできる青年会議所版ODAを実施することによって、世界の繁栄に寄与することができるはずです。国際青年会議所には我々と同じように世界各地で地域の課題解決に取り組んでいる会員がいます。我々だけではできないことも、彼らと共に取り組むことで可能性が大きく広がります。国際青年会議所の繋がりを活かし、臆することなく世界の課題に挑戦していきましょう。

#### <次代を担う人財育成>

青年会議所の使命は、青年が社会により良い変化をもたらすためにリーダーシップの開発と成長の機会を提供することであるとJCIMissionに明記されています。リーダーシップの開発と成長の機会の提供はLOMの活動によって得ることができますが、他地域のリーダーと出会い切磋琢磨できる機会はLOMの活動だけでは得難い貴重なものです。会員減少と在籍年数の低下が進む中、そのような機会を有効に活用し、より多くの学びを提供できるように検討していかなければなりません。特に近年では、会員減少によって入会間もない会員がLOMの要職を担うことも少なくありません。そのため、入会間もない会員でも青年会議所運動を起こすことができる実践的な育成プログラムが必要です。幸いにも本協議会では、入会3年目までの会員を対象とした

ブロックアカデミー委員会が46年という長きにわたり続いています。その仕組みを継承し、より実践的な要素を加えることで、次代の青年会議所を担うリーダーの育成に挑戦します。

#### <認知度の向上と共感の創出>

広報の役割の一つは認知度の向上です。認知度を向上させるためには、やはり人の目により多く触れるしかありません。SNSの活用はもちろんのこと、プレスリリースを積極的に行い、メディアへの露出を図ることも必要です。しかし、ただ人目に触れるだけではなく、一貫したブランディングもしていかなければなりません。ブランディングとは、企業や個人が他者からどのように認識されるかを意図的にコントロールするものです。我々がどのような存在として認識されたいのかを明確にし、そこを起点に一貫性のある発信をすることで、より認知されやすくなる広報を行うことができます。

そして、もう一つの役割は共感の創出です。人が共感することによって情報の発信力は格段に上がります。なぜならば、共感したものは自分から発信したくなるからです。共感を生むためにはストーリーを伝えなければなりません。よく何をやるのかに焦点を当てた広報を目にしますが、何をやるのかだけでは共感は生まれません。青年会議所の事業には、なぜその事業を実施する必要があるのか実施に至る背景があり、その背景の中には、どのような人がどのようなことに困っているのか、どのような問題が起きているのかというストーリーがあります。単に事業の開催を周知するだけでなく、その事業の持つストーリーを発信するだけで多くの共感を創出することができるはずです。

青年会議所における広報は永遠の課題です。SNSを見ると、いかにも青年会議所らしい投稿をよく見かけます。ある意味ブランディングとも言えなくないのですが、やはり市民の方の興味を惹くには青年会議所的投稿から脱却し、対内広報と対外広報の切り分けを明確にしなければなりません。既存の広報からの転換は容易ではありませんが、積極的に挑戦し、認知度の向上と共

感の創出を目指していきましょう。

<持続可能性と可能性を追求するブロック大会の構築>  
愛知ブロック協議会2025年度の集大成の場として、第58回愛知ブロック大会が小牧の地にて開催されます。小牧市で本大会を開催するのは2007年の第40回大会以来18年ぶりとなります。小牧市から愛知へインパクトを広げる運動発信と、開催地に地域益を創出できる大会構築を目指して参ります。その一方で、本大会の持続可能性も考えていかなければなりません。そこには適正な予算配分が必要ですし、どのように公益性を担保するのかという課題もあります。予算がなければ当然開催規模を検討すべきですし、公益性の高いものを目指すのであれば市民に分かりやすい方法で我々の展開してきた運動を発信するべきではないでしょうか。また、本大会は2025年度の集大成の場であると同時に、次年度への引き継ぎの場でもあります。組織をより良い状態で継承していくためには、より高い位置でバトンを渡すことが大切です。各LOMが集結する本大会はそのための最適な場でもあります。他にも愛知ブロック大会にはまだまだ未知なる可能性があるはずですし、その可能性を最大限引き出すための挑戦が本大会をより良いものにしていくのです。愛知ブロック大会はあくまでも手法であることを忘れてはいけません。

<組織を進化させるために>

2020年より青年会議所の組織改革が謳われ、大きく変わり始めた年となりました。新型コロナウイルス感染症の蔓延によりリモート会議は当たり前になりましたし、プロトコルも大きく変わりました。しかし、本質的な改革の議論にはまだ至っていないと感じます。変えたくても変えられずに困っていることはないでしょうか。持続可能ではないと分かっているが続けていることはないでしょうか。もしあるのだとしたら、それはなぜですか。おそらくその答えは、本当に変えてしまっただけが良いのかわからないということではないでしょうか。そうであるならば、しっ

かりと調査研究を行い、議論をする場をもてばいいのです。定款や諸規定、慣習に至るまで、なぜそうなっているのか裏付けをとり、本質を捉えた議論を尽くしたのであれば最適な形を導き出すことができるはずです。時には過去を知る先輩方にお話を伺うことも必要かもしれません。いつまでも変えて良いものと変えてはいけないうものを見極めるという簡単な言葉に逃げているはいけません。今がその見極める時なのです。組織をより良いものとして継承していくために恐れず挑戦していきましょう。

<終わりに>

高い志があった訳でもない私は、ただ先輩から言われるままに入会しました。真面目にやっていたらみんな喜んでくれたし、飲みに行けば盛り上げてくれる人がいて、それなりに楽しい毎日を過ごしていました。しかし時が経ち、今度は自分がある程度の役職を担って組織を引っ張っていく立場になった頃、後輩から家庭や社業を犠牲にしてまでなぜJCをやらなければいけないのですかという言葉が投げかけられました。私は、世のため人のための活動だからある程度の犠牲は仕方がない、先輩もやってきたことだからと、その言葉に向き合いもせず、「やればわかる。」という便利な言葉で後輩をコントロールしていました。振り返ってみると、私自身青年会議所で自分の大切な時間とお金を使い社業が伸びた訳でもなければ、自己成長している実感もありませんでした。「あなたは何のためにJCをやっていますか？」この質問は、世のため人のためだという耳心地の良い言葉を隠れ蓑に、何の成果にもなっていない青年会議所活動をしていた私の核心をつく質問だったのです。

青年会議所に身を置く以上、会員自身がより良くなって欲しいと私は願っています。世のため人のためという気概は必要ですが、自分もまちを構成する一員であるにも関わらず、その自分を犠牲にすればまちが良くなるというパラレリズムが存在するはずがないのです。自分自身がより良くなるためにJCを使って挑戦してください。あなたの挑戦があなた自身をより良くし、まち



をより良くします。だからこそ、大きな挑戦に恐れず踏み出しましょう。青年会議所にはあなたのBIGCHALLENGEに応える環境が整っています。

# 一般社団法人小牧青年会議所定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小牧青年会議所(Komaki Junior Chamber Incorporated)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県小牧市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
- (2) 市民、青少年等のための社会奉仕及び指導者の訓練に関する事業
- (3) 住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所その他諸団体との連携に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県小牧市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

## 第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県小牧市及びその周辺に居住又は勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に満40才に達した場合は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者をいう。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のある者で、理事会において承認された者をいう。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において承認された者をいう。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の賛助会員入会申込書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項、第2項の申込みを受けた時は、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、総会において別に定める規定により、入会金及び年会費を納めなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める規定により、会費を納めなければならない。

3 名誉会員は、会費を納める義務を負わない。

4 賛助会員は、総会において別に定める規定により、年会費を納めなければならない。

5 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(休会)

第11条 この法人の活動に参加できない会員は、総会において別に定める規定により、休会することができる。

2 前項の規定により休会する会員は、休会中であっても会費は納めなければならない。ただし、金額については、総会において別に定める規定により一部を減免することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 破産法の規定による破産手続又は民事再生法の規定による再生手続若しくは会社法の規定による特別清算の開始の申立があったとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(7) 解散したとき。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この法人の名譽を汚し、又は信用を失わしめるような行為があったとき。
- (2)この定款その他の規程に違反したとき。
- (3)総会の決議に違反する行為があったとき。
- (4)会費納入義務を著しく履行しないとき。
- (5)総会又は例会への出席義務を著しく怠ったとき。
- (6)前各号に掲げるもののほか、会員として適当でない認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員として一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人に対してなんらの請求をすることができない。

### 第3章 総会

(総会の種類)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)事業報告及び会計報告の承認
- (4)理事及び監事の選任及び解任
- (5)次に掲げる規定の制定、変更及び廃止
  - ①役員選任の方法に関する規定
  - ②会費及び入会金に関する規定
  - ③その他この法人の運営に必要な規定
- (6)会員の除名
- (7)この法人の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法
- (8)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

- (9) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号に規定する場合にあっては、その決議又は請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、この正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知をすることができる。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数及び議決)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立する。

3 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議決事項の通知)

第24条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を正会員に書面又は電磁的記録で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともにこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面又は委任により議決権を行使した者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

#### 第4章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 11名以上17名以内2

(5) 監事 名

(役員資格及び選任)

第27条 役員は、この法人の正会員でなければならない。ただし、監事については、この限りではない。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、総会において別に定める規定による。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、三親等内の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 副理事長及び専務理事を、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、それ以外の者を業務執行理事に加える場合には、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。

2 監事は、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 総会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (2) 理事がこの法人目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(役員任期及び報酬)

第30条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条で定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

5 役員は無報酬とする。

(役員の辞任及び解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長)

第32条 この法人に直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。4 直前理事長の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

(顧問)

第33条 この法人は理事長が必要と認めた場合、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(責任の免除等)

第34条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。



## 第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限度契約 3 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項  
(理事会の種類及び開催)

第37条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から 2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第40条 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席理事の過半数をもって決する。

2 議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。

3 理事長が理事会を欠席した場合においては、前項の規定中「理事長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

4 理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、第1項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面をその主たる事務所に備置かなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第43条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。3

例会は、主として正会員をもって構成する。

(委員会の設置)

第44条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、委員会を置く。

(委員会の構成等)

第45条 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長がこれを任命する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の決議を得て理事長がこれを定める。

(会計原則及び区分)

第49条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣習に従うものとする。

2 この法人の会計は、事業年度ごとに実施事業等と収益事業等とに区分して経理しなければならない。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経理は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、当該事業年度の翌年の定時総会開催日の7日前までに監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 この法人は、前項の承認後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合も同様とする。

## 第8章 管理

(事務局)

第54条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までの書類は、一般の閲覧に供するものと

する。

- 3 会員は、第1項各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができる。
- 4 理事長は、会員が前項の規定により閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
- 5 第1項各号の帳簿及び書類は、法令又はこの定款に定めがあるものを除き、事務局に5年間備え置くものとする。

## 第9章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第58条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(合併等)

第60条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、この法人類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイ からトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(清算人)

第63条 この法人の清算に際しては、理事が清算人となる。

(解散後の会費の徴収)

第64条 この法人は、解散後においても清算結了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員から徴収することができる。

## 第11章 雑則

(施行規則等)

第65条 理事長は、この法人の事業の運営を円滑にするために、総会の決議を経て諸規定を別に定めるほか、理事会の決議を経て施行に関する規則を定める。

### 附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第121条により準用される第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条により準用される第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は中野康孝、業務執行理事である副理事長は上田元、及び芳村暢昭、並びに専務理事は水野雅尚とする。

### 附則(2022年12月12日変更)

- 1 本定款の変更は、令和5年1月1日から施行する。

## 一般社団法人小牧青年会議所運営規定

### (目的)

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織・運営等に関する事項を定める。

### (役員の仕事)

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

#### 1 理事長

- (1) 本会議所を代表して対外的な発言をし、すべての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会および理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使および意見の発表を行う。

#### 2 副理事長

- (1) 理事長との連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 会務ならびに総務を分担し各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

#### 3 専務理事

- (1) 総務財政に関する事務管理を行い、本会議所の運営を円滑にならしめる。
- (2) 対外的庶務に関する事項の処理を行う。

#### 理事

- (1) 本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つ、その成果を確認して、議事録又は報告書を一週間以内に担当副理事長をへて、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義を生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

### (例会)

第3条 例会は、毎月第2火曜日に開催する。

- 2 前項の例会日は、理事会の決議により変更することができる。

### (定例理事会)

第4条 定例理事会は、第1火曜日に開催する。

### (室、室長)

第5条 定款の目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために室を置くことができる。

- 2 室長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 3 室長は、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

(委員会)

第6条 定款第44条の規定に基づき、総務委員会、広報委員会、会員開発委員会、会員交流委員会、国際関係委員会、指導力開発委員会、社会開発委員会、青少年開発委員会、経営開発委員会、渉外委員会等を理事会の承認をへて設置することができる。

2 理事長が必要と認めた場合、理事会の議決により特別な委員会を設置することができる。

3 委員会は、副委員長の他に幹事を置くことができる。

(委員会分掌)

第7条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
  - イ 事務局および財務管理
  - ロ 総会、理事会および例会開催に関すること
  - ハ 会費の徴収に関すること
  - ニ 会員名簿の完備に関すること
  - ホ 褒賞、表彰および慶弔に関すること
  - ヘ 事業計画書・事業報告書・収支予算および収支決算書等の総会議案書作成に関すること
  - ト 定款及び諸規定に関すること
  - チ 物品備品の保管および管理に関すること
  - リ 各委員会の連絡調整事務および他委員会に属しない事項
- (2) 広報委員会
  - イ 会報の発行に関すること
  - ロ 日本青年会議所および各地青年会議所との情報交換に関すること
  - ハ 青年会議所活動の対外的PRおよび報道関係への連絡に関すること
  - ニ その他広報活動に関すること
- (3) 会員開発委員会
  - イ 会員の入退会に関すること
  - ロ 出席率の掌揮および向上に関すること
  - ハ 新入会員の指導に関すること
  - ニ 会員名簿の作成に関すること
- (4) 会員交流委員会
  - イ 会員相互の親睦と友情に関すること
  - ロ 各地青年会議所との交流および交歓に関すること
  - ハ 家族会の開催および会員家族間の親睦をはかること



- ニ 各種会合への参加奨励に関する事。
  - (5) 国際関係委員会
    - イ 日本JC国際関係委員会の各カテゴリーの実施と促進
    - ロ 各国LOM間との国際親善および連絡提携
    - ハ JCI各国国際会議への参加奨励とその準備
    - ニ 各メンバーに対する国際的視野の涵養に寄与する事項の実施とその促進
    - ホ その他国際関係に関する事項の処理
  - (6) 指導力開発委員会
    - イ 自己啓発および会員訓練に関する事
    - ロ 産業および経済事情の研究に関する事
    - ハ 指導力開発の手法に関する研究
  - (7) 社会開発委員会
    - イ 地域社会に関する事
    - ロ 社会福祉に関する事
    - ハ 交通および公害問題に関する事
    - ニ 国家および社会問題に関する事
  - (8) 青少年開発委員会
    - イ 青少年の不良化を防止し健全育成の推進を計る
      - ① 家庭教育の問題(幼児対策)
      - ② 学校教育の問題(小中高生徒対策)
      - ③ 社会教育の問題(勤労青少年対策)
    - ロ 青少年問題のメンバーの意識の高揚を計る
    - ハ 青少年問題に関係ある諸団体との連絡調整を計る
    - ニ その他青少年問題に関する事項
  - (9) 経営開発委員会
    - イ 経済問題に関する研究及び調査
    - ロ 地域経済の活動促進
    - ハ 他の経済団体との連携ならびに共同事業
  - (10) 渉外委員会
    - イ 出向者に関する事
    - ロ 関係諸団体との連絡等に関する事
    - ハ その他渉外に関する事
- 2 各委員会の職務分掌は理事会の承認をへて変更することができる。
- 3 第1項以外の委員会の職務分掌は理事長が理事会の承認を得て決定することができる。

(表 彰)

第8条 本会議所における表彰は、青年会議所運動に顕著な業績のあった個人団体および委員会とする。

(委 任)

第9条 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

2 本規定に定めるものの他、本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は昭和47年4月29日から施行する。
- 2 この規定は、(一部改正)昭和48年1月28日より実施する。
- 3 この規定は、(一部改正)昭和49年8月24日より実施する。
- 4 この規定は、(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 5 この規定は、(一部改正)昭和55年1月20日より実施する。
- 6 この規定は、(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 7 この規定は、(一部改正)昭和59年12月9日より実施する。
- 8 この規定は、(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 9 この規定は、(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 10 この規定は、(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所会員資格規定

(目的)

第1条 本規定は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を定める。

(入会)

第2条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推せんを受け所定の入会申込書(様式1)を提出しなければならない。

(推せん資格)

第3条 前条の推せん者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 入会后満1ケ年以上経過している者。
- (2) 被推せん者に対して、1ケ年間の義務履行の連帯保証をできる者

(審査)

第4条 理事長は、入会資格を会員開発委員会に委託する。

- 2 会員開発委員会は、推せん者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。
- 3 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入会金等)

第5条 正会員として入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に入会金等の納入をしない場合はこの限りでない。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員として承認された者は、理事会の承認をもって、それぞれ特別会員、名誉会員、賛助会員となる。
- 3 定款10条に定める入会金並びに年会費とは次のとおりとする。

正会員	入会金	金	10,000円
	年会費	金	120,000円
特別会員	終身会費	金	15,000円
名誉会員			0円
賛助会員	年会費	金	15,000円

- 4 本会議所の運営に必要な場合は總會の承認をへて、特別会費を徴収することができる。
- 5 正会員の年会費は、入会が承認された年度に限り、4月1日から6月30日までに入会が承認された場合は第3項記載の金額の4分の3の額、7月以降に入会が承認された場合は第3項記載の金額の2分の1の額とする。

(会費の納入)

第6条 定款第10条に定める年会費は、毎年1月末日までに納入するものとする。ただし、会費を1月末日と4月末日までの2期に分納することができる。

(会員失格)

第7条 定款第14条の(1)(4)に定める行為があったときは、担当

委員会が実情を調査して理事会に報告する。

- 2 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は、勧告を行い理事会に報告しなければならない。
- 3 総会及び例会に対して、欠席(委任状出席を含む)が連続して3回に及んだ会員の所属委員長と推薦者は、当該会員に対し勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は、理事会に報告する。
- 4 前項により報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により理事会勧告を行う。
- 5 理事会勧告を受けた当該会員は、次回理事会に出席し、報告しなければならない。
- 6 5項を履行しない場合は、その処分方法等を理事会において決議する。

(休 会)

第8条 病気または海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中であっても、会費は全額納入しなければならない。

- 2 前項の規定により休会を申請する会員は、遅くとも休会を希望する月の前月の定例理事会までに休会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項、第2項の規定により、事業年度の途中で休会した会員に対しては、既に納入した会費は返還しない。
- 4 第1項但書及び第3項の規定にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれにも該当する場合には、理事会の決議により、年会費の1/2の割合を上限として、会費の減免をすることができる。

(1) 休会の理由が次のア、イのいずれかに該当すること

ア 疾病、障害により6ヶ月以上に亘る療養が必要であること

イ 女性会員が妊娠、出産を理由として休会が必要であること

(2) 休会期間が、休会を申請した翌年の1月1日から1

2月31日までの1年間であること

(3) 休会届が、遅くとも休会を希望する事業年度の前年度の12月定例理事会までに提出され、理事会で承認されること

(特別会員)

第9条 定款第6条第2号の有資格者で特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し特別会員となることができる。

- 2 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(名 誉 会 員)

第10条 正会員以外で、本会議所の発展に功績のあったものを、理事会

の推薦により名誉会員となる。

- 2 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(賛助会員)

第11条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを希望する個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

2 賛助会員となることを希望する個人、法人及び団体は、所定の申込書を理事会に提出する。

3 賛助会員は、本会議所から退会しようとするときは、所定の退会届を理事会に提出する。

4 賛助会員は、本会議所の開催する総会、理事会、例会にオブザーブできる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。

(委任)

第12条 本規定に定めるものの他、本会議所会員資格に関する必要な事項は、理事会において決定する。

## 附 則

- 1 第3条の1項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日から実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和54年8月26日から実施する。
- 5 この規定は(一部改正)昭和55年1月20日から実施する。
- 6 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日から実施する。
- 7 この規定は(一部改正)昭和63年12月6日から実施する。
- 8 この規程は(一部改正)平成12年12月6日から実施する。
- 9 この規程は(一部改正)平成14年12月10日から実施する。
- 10 この規程は(一部改正)平成17年12月15日から実施する。
- 11 この規程は(一部改正)平成19年12月11日から実施する。
- 12 この規程は(一部改正)平成25年1月4日から実施する。
- 13 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所役員選任の方法に関する規定

### 第 1 章 総 則

第1条 本会議所定款27条に定める役員選任の方法は本規定の定めるところによる。

### 第 2 章 選考委員会

第2条 選考委員の選出は毎年6月中の例会に於いて選出された5名と本年度理事長及び本年度理事長指名3名をもって構成し、役員を選出し総会の承認を得る迄責に任ずる。即ち

- (1) 当該年度理事長1名
- (2) 理事長指名者3名
- (3) 選挙による選出者5名

第3条 選挙の行われる当該年度の6月1日現在の正会員は、選考委員の選挙権を有する。但し、当該年度の5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。

第4条 第2条(3)に基づく選挙により選出される選考委員は第2条(2)による3名の選考委員以外の当該年度の1月1日現在の正会員の中から選出される。

第5条 委員の選出は6月例会出席会員の3名連記による無記名投票による上位5名を選出する。但し、同得票の場合は年長の順に選ぶものとする。

第6条 選考委員会の委員長は本年度理事長がこれにあたる。

第7条 選考委員会は7名以上の出席をもって成立しその議決に関しては、出席委員数の過半数の同意を要し可否同数のとき委員長がこれを決する。

第8条 第2条(2)に基づく理事長指名による選考委員は次の各項に準拠し、理事会の示認を経て理事長が指名する。

- (2) 現在正会員で本会議所に3ヶ年以上連続して在籍し過去3ヶ年間の総会理事会及び例会の出席率が平均60%以上でかつ前年の出席率も60%以上たる事を要する。
- (3) 本会議所の役員を、満1ヶ年以上経過したもの。

### 第 3 章 理事長、理事、監事の選出及び指名

第9条 次年度理事長、理事5名及び監事2名は選考委員会によって、選出し、その他の理事は、次年度の理事長が選考委員会の承認を経て指名する。

#### 第 4 章 副理事長の指名

第10条 次年度理事長は、次年度理事の中から副理事長を指名する。

#### 第 5 章 総会の承認

第11条 理事長は次年度の役員決定を理事会に報告し、定款第27条の規定により、総会の承認を得なければならない。

#### 第 6 章 選挙管理委員会

第12条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから理事長が、理事会の承認を得て、毎年5月30日までに、指名して選任する。委員に欠員が生じた場合には、前項に準じ理事長が指名して補充する。

第13条 選挙管理委員の任期は、3ヶ月とする。但し、理事会の決議により、任期を延長することが出来る。

第14条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関し責に任ずる。

第15条 選挙管理委員会は、4名以上の委員の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。

#### 第 7 章 役員補充選出

第16条 本規定によって、選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたとき、当該年度理事長が理事会の議を経て、正会員の中より指名し補充する。

#### 附 則

- 1 第7条の各項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 本規定は、昭和47年4月29日より実施する。
- 3 本規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 本規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 本規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 6 本規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。



## 一般社団法人小牧青年会議所庶務規定

### 第 1 章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

### 第 2 章 事 務 局

第2条 事務局には、事務局長を置き、事務局長は、事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

第3条 総会及び理事会の議事録は、事務局長が之を作成し、事務局に備えつけるものとする。

第4条 事務局は、事業年度毎に、次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

- ① 本会議所の定款並びに諸規定  
永久保存
- ② 総会及び理事会の議事録  
永久保存
- ③ 本会議所内部の文書綴  
5年間保存
- ④ 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴  
1年間保存
- ⑤ 本会議所会綴  
1年間保存
- ⑥ 事務局日誌  
3年間保存
- ⑦ 受発信簿  
1年間保存
- ⑧ 前項に属さない文書  
1年間保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

### 第 3 章 会 計 経 理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支決算書、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は会計理事が責任管理し、次の証拠をそろえて、起票し、期日順に、整備するものとする。

- (1) 収入については、発行した領収書控
  - (2) 支出については、受領した領収書
  - (3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払い証明書
- 第8条 出納は、つとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。
- 第9条 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用する事に努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書証拠及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。
- 第10条 会計担当の理事は、決算にあたって、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は、原則として、各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。
- 第11条 余計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。
- (1) 決算書類  
永久保存
  - (2) その他の会計書類  
5年間保存

#### 第 4 章 慶 弔

- 第12条 会員の慶弔に関しては、次の基準により、慶弔慰金若しくは、記念品を贈る。
- (1) 正会員の結婚  
5,000円
  - (2) 正会員の死亡  
50,000円および生花一對
  - (3) 正会員の長期に亘る傷病  
3,000円
  - (4) 正会員の配偶者の出産(第1子のみ)  
3,000円
  - (5) 正会員の子及び両親の死亡  
5,000円及び生花一基
  - (6) 特別会員の死亡  
10,000円
  - (7) 直近10年内卒業の特別会員の子及び両親の死亡  
5,000円及び生花一基
  - (8) 歴代理事長の子及び両親の死亡 5,000円及び生花一基
  - (9) 以上の他必要と認めるとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

## 第 5 章 旅 費

- 第13条 理事長の銘じた事務局員の公務出張に対しては、次のとおり旅費を支給する。
- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合により、普通急行料金を加算する)
  - (2) 宿泊料は、実費相当額
  - (3) 日当は一日 3,000円
- 第14条 理事長の命じた会員の会務出張に対しては、理事会の議を経て、前条に準じた旅費を支給する事が出来る。
- 第15条 本規定に定めるものの他、本会議所庶務に関する必要な事項は、理事会において決定する。

## 第 6 章 基 金

(基金の目的及び積立)

- 第16条 本会議所は、恒久的運営をはかるために、財政的基礎を確立することを目的として、入会金を積み立てJC基金とする。
- 1 本会議所は、福祉事業、及びまちづくり事業、又は災害発生時に使用することを目的としてJOYBOXの積み立てをJOYBOX基金とする。
  - 2 寄附金及びその他の臨時的収入は基金として積み立てることが出来る。

(基金の使途)

- 第17条 基金は、原則として資産となるものに使用し、経常費には使用しない。

(基金の運用)

- 第18条 基金の運用は、理事会で決議し、総会に報告する。
- 2 基金から生じた利益は、経常費として使用することを妨げない。

## 附 則

- 1 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 2 この規定は(一部改正)昭和52年1月24日より実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 この規定は(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 6 この規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 7 この規定は(一部改正)平成17年12月15日より実施する。
- 8 この規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。
- 9 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所事務局職員規定

### 第 1 章 総 則

第1条 この規定は一般社団法人小牧青年会議所（以下「会議所」という）事務局職員（以下「職員」という）の職務について定めたものである。

第2条 この規定において職員とは第2章で定める手続きにより採用された者をいう。

### 第 2 章 採 用

第3条 職員として就職を希望する者は、履歴書、その他理事長が必要と認める書類を提出し理事会の承認を受けなければならない。

第4条 新たに採用された者は、遅滞なく身元保証書、その他理事長の指定する書類を提出しなければならない。

第5条 職員の雇用契約期間は、1年以内で採用の都度、定める。

### 第 3 章 勤 務

第6条 勤務時間は、別に定める他午前10時から午後3時までとする。（月～金）

第7条 休憩時間は1時間とし、午後0時から午後1時までとする。

第8条 (1) 休日は土・日曜日、国民の祝日並びに1月1日～4日及び12月29日～31日までとする。  
(2) 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の休日を他の日と振り替える事がある。但し、日曜に対する代休日はその週のうちに与える。  
(3) 上記の他に会議所の指定する休日及び早退を与えることがある。

第9条 業務の都合によりやむを得ない場合には第6条の就業時間の他に早出または残業を命ずることがある。

### 第 4 章 服 務 規 程

第10条 職員は、特に下記事項を厳守し、誠実に勤務しなければならない。

- (1) 本規定及び本会議所の定める諸規程を守り事務局長の指示に従って、職場の秩序を保持すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を厳守すること。
- (3) 会見その他に対し、親切丁寧を旨とし、誠意を持って対応すること。
- (4) 理事長の許可なくして、他の業務を兼ねまたは商業その他の業務を営まないこと。
- (5) 本会議所または職員として信用を傷つける等職員たるにふさわしくない行為をしないこと。

- 第11条 遅刻または早退、もしくは私用外出のために就業時間中勤務を離れるときは、事務局長の許可を得なければならない。
- 第12条 (1) 病気その他やむを得ない事由によって欠勤するときは、その理由と日数を事前に、もしその余裕のない場合は事後遅滞なく届出しなければならない。  
(2) 病気欠勤7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 第13条 第3条または第4条により提出した書類の記載事項に変更を生じたとき、その他身上に異動があったときは、その都度すみやかに届出なければならない。

#### 第 5 章 賃 金

- 第14条 職員の賃金については別に定める。

#### 第 6 章 退職及び解雇

- 第15条 職員が次の各号に該当するときは退職するものとする。  
(1) 自己の都合により退職を申し出て、理事会が認めたとき。  
(2) 雇用期間が満了したとき。  
(3) 死亡したとき。
- 第16条 退職を希望する者は、事由を具した退職願を退職予定日の30日前までに提出しなければならない。
- 第17条 職員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認をもって解雇する。  
(1) 虚弱・疾病その他精神または身体に支障があつて、職務に堪えられないと認めるとき。  
(2) 業務能力、または業務成績が著しく不良のとき。  
(3) 業務上の指示、命令に従わないとき。  
(4) 雇用契約に違反したとき。  
(5) その他前各項に準ずる理由があり、職員として不適格と認めるとき。  
(6) 懲戒事由に該当するとき。

#### 第 7 章 懲 戒

- 第18条 (1) 職員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会はその情状に応じ譴責、減給または懲戒解雇の処分をする。  
1 本規定及び雇用契約に定める職員として義務に違反したとき。  
2 刑事上の訴訟を受け、有罪の判決が確定したとき。

- (2) 譴責は、始末書をとり将来を戒める。
- (3) 減給は、労働基準法の範囲で行う。

## 第 8 章 委 任

第19条 本規定に定めることその他、事務局職員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

### 付 則

- 1 この規定は、平成8年11月1日からこれを実施する。
- 2 この規定は、平成25年1月4日からこれを実施する。

## 一般社団法人小牧青年会議所名称使用等に関する規定

### (目的)

- 第1条 この規定は、一般社団法人小牧青年会議所(以下「本会議所」という)が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

### (名称の表示)

- 第2条 本会議所が、他の団体等との関係において表示する本会議所の名称は、一般社団法人小牧青年 会議所(英文名 KOMAMI JUNIOR CHAMBER INCORPORATED)とする。
- 2 会議、室及び委員会は、他の団体等との関係において本会議所の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

### (名称の使用)

- 第3条 本会議所が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときは、本会議所の当該 責任者は、形式及び内容等を記載した書面を理事長へ提出してその許可を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。
- (1) 財政的支出を伴わないもの
  - (2) 従前と実質的に同一の内容で継続するもの
  - (3) 理事長は、前項但書により第1項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

### (名称の形式)

- 第4条 本会議所が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。
- (1) 共催・他の団体等が主催者となり、かつ本会議所も主催者となることをいう。
  - (2) 後援・他の団体等が主催者となり、資金などを伴わず支援することをいう。
  - (3) 協賛・他の団体等が主催者となり、資金などを伴い支援することをいう。

- (4)協力・・・他の団体等が主催者となり、資金などを 伴わずに間接的に支援することをいう。

(本規定の準用)

第5条 本会議所が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規定を準用する。ただし、発起人となるときは第3条第2項但書を準用しない。

- (1)発起人・・・本会議所が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。
- (2)加盟・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。
- (3)出向・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会議所の役員等を派遣することをいう。

(委 任)

第6条 本規定に定めるものの他、本会議所名称使用に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成25年1月4日から施行する。



## 一般社団法人小牧青年会議所ホームページ公開規定

### (目的)

第1条 本規定は、一般社団法人小牧青年会議所のホームページ公開に際して、その内容の取り扱いに関する事項及び会員の個人情報の保護に関する事項を規定するものである。

### (定義)

第2条 この規定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとよるものにする。

- (1) ホームページとは一般社団法人小牧青年会議所が定めるサーバー内にある一般社団法人小牧青年会議所のホームページをいう。
- (2) 個人情報とは構成員及び関係者の住所、電話番号、生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書と共に用いる氏名は除く。
- (3) 会員とは一般社団法人小牧青年会議所の定款6条で定める会員をいう。

### (ホームページ公開の基本)

第3条 ホームページ公開の趣旨は、一般社団法人小牧青年会議所の運動及び活動を一般に広報すること、会員相互の情報の交換の場とすることであり、公開にあたっては一般社団法人小牧青年会議所の品格、立場を貶めないよう考慮し、又、会員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

### (著作権)

第4条 一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて一般社団法人小牧青年会議所に属する。

### (責任者及び責任範囲)

第5条 理事長は、一般社団法人小牧青年会議所の定めるサーバー内にある、一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。

(ホームページ責任者)

- 第6条 理事長は、ホームページの適正運営を図るため、ホームページ責任者を選定し、理事会の承認を受けるものとする。
- 2 ホームページ責任者は、会員の意見を採り入れながら、ホームページの作成の指揮を行う。
  - 3 ホームページに公開する情報のすべては、ホームページ責任者の許可を受けなければならないものとする。削除、修正、追加についても同様とする。

(個人情報の掲載)

- 第7条 個人情報は、原則として掲載しないこととする。ただし、ホームページ責任者が、必要と判断した場合においては、本人の同意を前提として掲載することができるものとする。

(リンク)

- 第8条 ホームページに対する第三者からのリンクおよび第三者のページへのリンクは、一般社団法人小牧青年会議所に損害を与えるものでない限りとし、一般社団法人小牧青年会議所の立場、及び、それによる効果を十分配慮する。また、有害情報等が含まれると判断されたページのリンクは、設定しないものとし、理事会の承認を受けるものとする。

(既公開情報の修正、削除要求)

- 第9条 ホームページ上に既公開されている情報について、会員並びに関係者から修正、削除要求が出され、それについて定款第37条にもとづく理事会の賛成議決があった場合、ホームページ責任者は、要求の部分を修正、削除しなければならない。

(委任)

- 第10条 本規定に定めるものの他、本会議所ホームページ公開に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 本規定は、平成13年1月1日より施行する。
- 2 本規定は、平成25年1月4日より施行する。

## 広域災害における一般社団法人小牧青年会議所の対応小

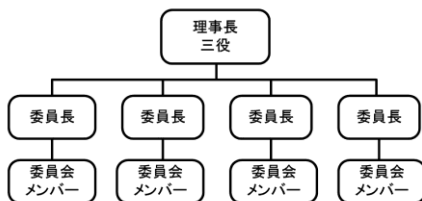
### 牧市を含む周辺地域が被災した場合

- 1 連絡網を活用し会員の安否を確認。  
(メール・避難場所・携帯電話を活用)
- 2 災害対策本部の設置  
(構成:理事会構成メンバー)
- 3 一般社団法人小牧青年会議所、小牧の被災状況を  
(公)日本青年会議所へ報告  
(担当:災害対策本部構成メンバー)

### 他の地域が広域災害に被災した場合

- 1 災害発生翌日に(公)日本青年会議所へ状況の確認をとる。  
(担当:専務理事)
- 2 救助活動本部を設置し、救助活動についての協議をする。  
(構成:理事長、三役)
- 3 救助活動本部より理事会構成メンバーを通じ全会員に救助活動の周知徹底を行う。
- 4 理事会・例会内で活動報告を行う。  
(担当:救助活動本部構成メンバー)

一般社団法人小牧青年会議所 安否確認モデル  
※2003年度組織図をもとに作成



役員・各委員長

A群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

委員会

B群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

- ※ 副理事長・専務理事・各委員長は両連絡網に登録し、相互連絡の調整にあたる。
- ※ 避難所による安否確認の併用。（A・B群連絡網へ情報を流す。）  
愛知県小牧市消防本部ホームページ内、避難場所情報を参照

災害に強い街づくりを目指して！！

愛知県小牧市消防本部

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10013000.html>

防災情報

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10031480.html>

- ・ 地震のメカニズム
- ・ 家庭での地震対策
- ・ 地域の地震対策
- ・ 風水害対策情報
- ・ 火災に対する備え
- ・ 避難所情報
- ・ 小牧市の防災情報

一般社団法人 小牧青年会議所 事務局  
〒485-0041  
小牧市小牧五丁目253番地  
小牧商工会議所会館 5階  
TEL 0568-72-0496  
FAX 0568-72-1950  
事務受付 10:00~15:00

尾張東5 J C事務局

一般社団法人 瀬戸青年会議所

瀬戸市見附町38-2 瀬戸商工会議所内  
TEL 0561-83-5077  
FAX 0561-85-1022

公益社団法人 春日井青年会議所

春日井市鳥居松5-45 春日井商工会館内  
TEL 0568-81-8480  
FAX 0568-84-2299

一般社団法人 尾張旭青年会議所

尾張旭市東大道町原田2570 尾張旭商工会館内  
TEL 0561-54-7077  
FAX 0561-53-5344

岩倉青年会議所

岩倉市中本町西出口31-1 岩倉商工会館内  
TEL 0587-66-3400  
FAX 0587-66-3417

一般社団法人 北名古屋青年会議所

北名古屋市片場大石13-1  
TEL 05680-27-11882  
FAX 568-7-1187